

平成27年第1回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成27年3月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成27年3月3日（火）午前10時00分開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 施政方針演説

第6 教育行政方針演説

第7 議案第1号から議案第55号まで

第8 請願第1号及び請願第2号、陳情第1号及び陳情第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	11番	浜田正敏君
12番	中川隆一君	13番	岩崎隆寿君
14番	中村良夫君	15番	村川四郎君
16番	佐藤孝君	17番	金光英晴君
18番	猪股文彦君	19番	金子克己君
20番	祝優雄君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	近藤和義君
24番	根岸勇雄君		

欠席議員（1名）

10番 金田淳一君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 甲斐元也君 副市長 金子 優 君

教 育 長	児 玉 勝 巳 君	総合政策監	池 町	孝	円 君
会計管理者	原 田 道 夫 君	総務課長	計 良	孝	晴 君
総合政策長	渡 辺 竜 五 君	行政改革長	本 間		聡 君
世界遺産長	安 藤 信 義 君	財務課長	伊 貝	秀	一 君
地域振興長	計 良 隆 弘 君	交通政策長	渡 邊	裕	次 君
市民生活長	村 川 一 博 君	税務課長	川 上	達	也 君
環境対策長	名 畑 匡 章 君	社会福祉長	鍵 谷	繁	樹 君
高齢福祉長	後 藤 友 二 君	農林水産長	山 本	雅	明 君
観光振興長	濱 野 利 夫 君	産業振興長	市 橋	秀	紀 君
建設課長	金 田 一 則 君	上下水道長	和 倉	永	久 君
学校教育長	吉 田 泉 君	社会教育長	大 橋	幸	喜 君
両津病院院長	小 路 昭 君	選挙管理会長	小 林	泰	英 君
監査委員長	菊 地 誠 君	農業委員会会長	長	敏	宏 君
消 防 長	深 野 俊 之 君	危機管理幹	坂 田	和	三 君
契約管理幹	伊 藤 浩 二 君	庁舎整備幹	鈴 木	一	郎 君
国営かんばい主幹	北 嶋 富 夫 君				

事務局職員出席者

事 務 局 長	源 田 俊 夫 君	事務局次長	中 川 雅 史 君
議事調査係	齋 藤 壮 一 君	議事調査係	太 田 一 人 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回佐渡市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、21番、竹内道廣君及び23番、近藤和義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る2月27日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日から3月20日までの18日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、施政方針演説並びに教育行政方針演説を行い、その後議案の上程、質疑、常任委員会付託を行います。なお、午後1時から1時30分までの間に議会報編集特別委員会を、本会議散会後には各派代表者会議を開催いたします。

4日及び5日は、先議案件に係る常任委員会審査であります。

5日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

6日は、代表質問であります。5会派から通告があります。代表質問終了後、先議案件に係る常任委員長の報告及び採決を行います。

9日から11日までが一般質問であります。質問者は12人です。

10日の一般質問終了後は、各派代表者会議を行います。

11日の一般質問終了後は、追加議案の上程を行います。追加議案は、国の地方創生等に関する一般会計補正予算及び温泉施設の無償貸付の件であります。なお、追加議案書は上程の前日の10日に議場配付いたします。

12日から18日までの間が常任委員会の審査であります。

19日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

20日は、午後2時から最終日の議事を行います。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から 3 月 20 日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は18日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第 4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第 4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成27年第 1 回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成26年第 9 回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご説明を申し上げます。

報告第 1 号及び第 2 号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについての専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告をするものであります。

以上、報告事件についての説明を終わります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第 5 施政方針演説

○議長（根岸勇雄君） 日程第 5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成27年第 1 回佐渡市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、私が市長に就任してから3年が経過し、検証の年を迎えました。就任当初から申し上げておりました人口減少という大きな課題の解決に向け、「産業の振興」「観光等交流人口の拡大」「交通インフラの整備」「安全安心な地域づくり」「佐渡活性化のための人材の育成・確保」に重点をおいた成長力強化戦略に取り組み、佐渡市将来ビジョンの実現に向けて、全力を注いでまいりました。

佐渡の多様で豊かな地域資源を活用し、潜在能力をいかんなく発揮するため、前例にとらわれることなく地域自らが考え、特色ある活動につなげ、小さくても産業の土台ができるよう、その「芽出し」とそれを外貨獲得につなげる「橋渡し」に注力してきた結果、新製品の開発や企業の第二創業化など、着実に産業活性化に向けた体制が整いつつあります。また、農商工全ての佐渡産品の販路の拡大や宿泊施設の泊数増加、地域行事や祭りの復活等の明るい兆しも出ております。

しかし、人口減少に伴う自主財源の確保や地域経済の活性化、少子化・若者支援対策など解決すべき課題がなお山積していることから、前例踏襲による考え方を改め、「暮らしやすい地域を創る」の原点に返りゼロベースの視点に立ち、全ての事務事業において、これまでの事業効果、決算や執行状況について徹底した分析・検証を行ったうえで、平成27年度の予算編成に取り組みました。

人口急減・超高齢化は、日本全体が直面する大きな課題でもあり、国においても、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を目指す取組を、地方創生として支援しており、まさに「離島佐渡」の特色ある個性を活かした取組と、市民が一丸となったやる気が試されているところであります。

また、地域に根差した行政サービスの提供や安定した財政基盤の確立に向け、市役所内改革を進めなければなりません。このため職員の法令遵守を徹底し、不適切な事務処理や行政サービスの停滞を招かないよう健全で機動的な組織体制を確立します。

さらには、適切な役割分担の下、公共的団体等の経営体質の改善を図り、自立を促進するとともに、抜本的な改革が進められる教育委員会や農業委員会との協議・連携により、教育行政や地域農業の維持・発展に取り組みます。

それでは、平成27年度の主要施策につきまして、その概要をご説明いたします。

1. 人口減少対策

昨年7月末に本市の人口は6万人を切り、平成16年度からの10年間で8,813人減少し、この傾向は今後とも続くと見込まれます。

転出数が転入数を上回る社会減については、平成23年度から2年連続で400人以上の転出超過となっていましたが、平成25年度は285人にまで転出超過数が縮小しています。一方、平成20年度から6年連続で出生数は減少し、2年連続で400人を下回るなど、依然として少子化の進行が止まっていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、人口減少の抑制を図るため、社会減と自然減の改善に取り組むとともに、人口減少に伴う地域経済力の低下を防止するため、観光等交流人口の拡大や産業の振興に向けた地域づくり・人づくりが急務となっています。

(1) 若者の定着支援

佐渡の若年層が総人口に占める割合は年々減少しており、平成16年に17.6%であったのに対し、平成25年には15.9%に減少しています。

また、過去10年間の転出者の事由を分析すると、若年層においては学業、就業による転出が他の年齢層よりも特に多い状況です。

このまま次世代を担う若者が減少し続けることは、市内産業の維持や継続、地域活力の低下や経済循環の悪化を招くことが想定される等の危機的状況にあると言えます。

そのため、本年は若者の定着支援に対し、「学ぶ」「来る」「暮らす」「働く」をキーワードに取り組みます。

「学ぶ」ための施策として、ふるさとへの愛着をもつ子どもの育成に向け、キャリア教育の推進体制を強化し、校外学習や企業と連携した職場体験プログラムの充実により、島内人材の育成・確保を図ります。

キャリア教育の充実には家庭や地域との連携が必要なため、保護者等へのセミナーを開催するなどの啓発活動を積極的に行うとともに、市内の高校が、魅力あるカリキュラムを持ち、地域の特色や独自性を活かした授業を行うための調査研究・実践やCOI事業と連携した人材育成に重点的に取り組むことで、子どもたちの郷土愛を育み、職業観の醸成を図り、故郷へ帰ってくる人材を増やし、地域活性化や集落の維持、市内企業への若者の就職増加を図ります。

さらに、インターンシップによる市内企業の就業体験を継続するとともに、島外で暮らす若い世代の佐渡ファンの獲得やUIターンを促進するための相談会や、佐渡の歴史、文化、伝統を体験してもらう島暮らしモニターツアーを開催し、将来的な定住につなげる仕組みづくりを行います。

また、新潟県はふるさと暮らし希望地ランキングで5位であり、中でも佐渡は十日町と並んで移住相談者等が多い市との調査結果もあることから、移住を考える人の目的地であると言えます。

しかし、空き家情報や島暮らし体験プログラムの周知など、情報発信に大きな課題があることも事実であるため、これまで取り組んできた移住誘導のための若者夫婦世帯への家賃補助や、雇用のマッチングのためのインターンシップ制度の継続、大学生が島内就職するための奨励金制度に加え、本年は移住者の視点に立ち、佐渡での暮らし体験ができる住宅の貸付や、相談窓口の強化を図る移住コンシェルジュ等の新たな施策を「来る」「暮らす」「働く」の一体的な取組として重点的に行います。

その他、首都圏等に在住する若者との交流や民間と協働した補助制度の導入、人材不足となっている農業、医療、介護への従事者の移住を促進し、新規就農者支援や看護師等確保対策に取り組みます。

（２）暮らしやすい環境づくり

晩婚化の進行や未婚率が上昇する中、小中高生の「結婚観に関する意識調査（すららネット）」によると、結婚願望をもつ小中高生は約9割を占め、将来、子どもが欲しいと回答した割合は8割強と明るい結果も出ています。

平成25年版厚生労働白書では、出産・子育てに関する意識として、理想とする子どもの数は2人を超えているものの、晩婚化の影響により出産が遅れ、結果的に希望の子ども数を実現できないという状況が見受けられるとしています。仕事に関する意識においては、女性の就業継続への意欲が高まる一方で、「結婚・出産・子育て等による家庭での責任」と「仕事」の両立の負担から、依然として出産後の継続就業率は約4割で低いとしています。

これらのことから、ライフスタイルが多様化する中、出会い、結婚、妊娠・出産、子育て、教育、就業までの支援策をわかりやすく伝え、活用しやすいように工夫し、若者や女性が働きやすい環境を整えるこ

とが急務です。

① 結婚から就職までの一体的政策

人口減少対策として、自然減と社会減を抑制する取組が必要であり、市民が働きやすく暮らしやすい環境づくりへの対策を図り、特に若い世代に佐渡に住んでもらうため、結婚から就職までの施策を一体的に行います。

結婚を希望する独身男女の出会いの場として、これまでは、イベント等を開催してきましたが、成婚までに至る件数が低調な状況でした。

そのため、相談・助言を行う世話役（婚活サポーター）制度の創設や民間団体等が行う婚活イベント等に対して支援を行い、出会いの場を増やすとともに、公民館活動や地区体協活動等とあわせて、より多くの独身男女が出会い、結婚に結びつくことを期待しています。

妊娠・出産への支援策として、これまでも妊婦健診無料化を行ってまいりましたが、本年もこの事業を継続して行い、安心して妊娠・出産ができる島づくりを目指します。

子育て支援策として、これまでは、保護者の負担軽減策を主として行ってまいりましたが、安心して預けられる拠点や環境の整備を合わせて行うことが必要です。

そのため、保護者の負担軽減策として保育料在園2人目無料化を継続するとともに、新たに義務教育終了時までの医療費の一部助成を拡大し、入院に係る医療費個人負担を無料化します。

あわせて、安心して預けられる環境整備として、保育園の整備や放課後児童クラブ施設の充実など、地域における子育て支援体制の強化に向けて、重点的に取り組みます。

さらに、一人ひとりの成長過程に応じた切れ目のない支援を行うため、子ども若者相談センターが総合相談窓口となり、関係機関との連携を強化するとともに、母子・父子自立支援員を専任で配置し、養育困難な家庭への支援の充実や、発達障がい児の保育園における療育的支援の充実を図ります。

就職支援策として、医療従事者や社会福祉従事者の人員不足は継続的な課題となっており、人材の育成と確保が急務です。

そのため、看護師として市内医療機関に就職する人に対する助成を継続して行うとともに、高校生等の概ね25歳以下の若者世代が介護職場の即戦力となれる施策に取り組み、市内就職の増加と人材不足の解消を図ります。

あわせて、若年層への就職支援活動として、地域内での仕事の掘り起こしを行うとともに、個人の社会的自立を促進します。

② 高齢者の生きがいづくり

人口減少が続く本市において、高齢者数は平成23年度末から再度増加傾向にあり、高齢化率は平成25年度末で38.6%となっています。

しかしながら、若年層が減少する本市の現状において、高齢者は豊富な経験と知恵をもった、様々な社会生活における貴重な担い手であり、高齢者が生きがいをもって地域で元気に生活してもらうことが必要です。

そのため、既に取り組んできた庭先集荷を市内全域に拡大することにより、健康増進とあわせ、地産地消の更なる推進、中山間地域の活性化と生きがいを生み出せる地域づくりを進めます。あわせて、高齢者

に元気で生活してもらうため、ICTや地域力を活用した健康づくり対策の充実を図ります。

また、高齢者の移動手段の確保として、路線運賃割引サービスの拡充を図り、さらに、交通空白区域の解消及び路線バスを補完する交通手段として自家用有償旅客運送事業の推進を図ります。

③ 女性の働く環境づくり

国においても、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるとしています。

平成24年の経済センサスによると、市内での女性の正規雇用率は49.2%、非正規雇用率は50.8%となっています。正規雇用においては、県の46.4%を2.8ポイント上回っている状況です。

本市においても、女性は職場、家庭、地域で重要な役割を担っており、各場面における女性の活躍を推進することが必要です。

そのため、保育園の整備、特別保育の実施、放課後児童クラブでの受入れ等の施策を継続し、子育て世代の女性の就業促進を図り、市内のハッピーパートナー企業を増やすことで、結婚、妊娠、出産をしても働き続けられるための環境づくりの取り組みにより、女性のワークライフバランスの推進と社会参加を支援します。

④ 福祉対策

昨年9月に国で行われた、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議において、認知症やその疑いのある行方不明者として届けられた人数は、平成25年中だけで10,322人おり、その約98%が1週間以内に所在確認され自宅に戻っていると報告されました。

高齢化率の高い本市において、地域の自助・共助や認知症対策として地域の見守りが重要となっているため、企業と連携した地域の見守り体制の強化と、羽茂地区の福祉版コンパクトシティ事業で導入した緊急医療情報キットによる地域連携体制の強化を図ります。

また、認知症・高齢者等の増加により後見人制度の充実が望まれる中、専門職による対応が困難な状況であることから、引き続き市民後見人の育成に取り組みます。

これにより、地域、民間事業者及び行政が一体となった見守り体制の構築を図り、認知症者の行方不明及び孤立等の予防・防止を図ります。

加えて、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がい特性に合った多様な福祉サービスの拡充や事業所等の施設整備を進めてまいりましたが、保護者の高齢化等の理由により、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を営むことのできるグループホームの整備が急務です。

そのため、市内事業所の施設建設に係る経費の一部を補助することにより、地域全体で支える共生社会を実現し、障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備と市内事業所の基盤強化を図ります。

さらに、市民の健康維持増進と地域福祉向上のため、地域における健康づくり教室の指導者育成を行います。

(3) 特色ある地域づくり

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域の特性に即して地域課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにすると示されています。

佐渡の活性化の特効薬はありません。しかし、確実に言えることは、地元の人が生き生きとして生活している地域にしか人は来なく、活性化はあり得ないということでもあります。

その中で、本市は市内の各地域に独特の文化・風習などが残っており、他に類を見ない貴重な資源に恵まれているにもかかわらず、コミュニティの弱体化により地域活動が衰退しつつあります。

また、離島である本市は、災害時の対応に脆弱な面があり、迂回路等交流ネットワークの拡充や緊急物資輸送の拠点となる耐震岸壁の整備等が必要となります。

① 自主的組織化の推進

過疎高齢化が進む地区では、地域行事の継承や集落活動が困難な状況になっていることから、支所・行政サービスセンターの機能強化と、地域おこし協力隊や地域活動支援員等と連携し、自分達の地域をどうするかを考える場の創出及び自発的な地域づくり活動を支援してきました。

その結果、一部の地域において、自主的組織が設立されましたので、本年は全地域での設立を目指し、地域の人が生き生きと生活できる体制を作ってまいります。

そのため、支所・行政サービスセンターの拠点化や、地元企業の活力を活かした高齢化集落支援により、地域活力の維持向上を図るとともに、地域の一員として定着してきた地域おこし協力隊等の増員と大学生等の活力を活かした地域づくりを行い、さらなる集落の維持活性化を図ります。

また、地域の担い手の確保として、地域独自の魅力を島外の若者に知ってもらうための島暮らし体験や、新規就農者の雇用促進に向けた就農希望者受入農家への支援及び公民館活動の充実を図り、若者が地域に定着しやすい取組を推進します。

② 地域資源を活用した活性化

離島である本市では、他の自治体で推進しているスケールメリットを追求しても効果が薄いことから、地域資源に恵まれている本市の強みを活かした独自の施策を展開する必要があります。

そのため、今まで行ってきた佐渡ふるさと島づくり寄附金制度をリニューアルし、感謝の気持ちのお返しや、佐渡に訪れていただく機会の提供により、交流人口の拡大を図ります。

また、独自の地形を活かした新たなスポーツイベントの開催により新たなファンを獲得し、スポーツの島・佐渡をPRしていきます。

あわせて、これらの魅力ある地域資源を、他地域に効果的に発信するため、客観的な視点を持ち、専門的なスキルや人脈等を有する外部人材の活用を引き続き行います。

③ 災害に対応できる安心・安全な地域づくり

本市は離島であるがゆえに、自然災害等に対して脆弱な面があるため、港湾等防災拠点等の整備を始めとするハード対策と、市民、地域の「自助」「共助」による活動といったソフト対策の両面からの対策が必要です。

そのため、耐震強化岸壁等の整備を含めた両津港・小木港港湾計画の見直しや、地域の拠点となる支所・行政サービスセンターの耐震診断結果等を踏まえた整備及び本庁機能の集約化を図るとともに、地域防災リーダーの育成や地域の自主防災組織と連携した防災訓練を実施するなかで、大学や民間企業と連携し、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

(4) 産業の振興

① 農林水産業の振興と担い手対策

条件不利地の多い当市では、規模拡大が難しいため高品質・高付加価値戦略と流通への支援及び所得の安定が必要であります。

そのため、生物多様性戦略やG I A H Sの活用により佐渡米の更なる品質向上と高付加価値化を図ります。

新たな販路についても、サドメシラン認定店や百貨店、企業との連携による佐渡産品の販路拡大など、国内への営業を進めているところですが、国外については、シンガポールなどの富裕層向けに新たな販路の拡大の基礎となる取組に成功しており、今後はなお一層の販路拡大に取り組んでまいります。

これらの販路拡大をさらに進めるために海上輸送費支援を行い、流通コストの削減を図るとともに、冷蔵保管庫などの整備も含め、生産から貯蔵・流通と供給の一体的な体制を構築します。

また、地域資源である竹やもみ殻を新エネルギーに変える仕組みを構築するため、C O Iを始めとした産学官連携による研究調査事業を行い、新エネルギーへの可能性調査や森林等を活用したバイオマスエネルギーの利活用の促進及び佐渡における自然再生エネルギーの可能性を探るベストミックスの策定に取り組めます。

担い手確保対策としては、集落営農組織づくりと里親研修支援制度を推進し、新規就農者の確保を行い、平成26年度においては3つの営農組織を設立し、15人の新規就農者が里親先で研修を行うなどの成果がありました。今後も新規就農者の確保に向けた取組を進めるとともに、何よりも安定した経営体制が必須ですので、佐渡版戸別所得補償制度の拡充により、さらに品質向上を充実させ、自立できる農業者の育成と販売戦略をあわせて、更なる経営基盤強化を目指します。

② 3資産と観光振興

佐渡は、トキや世界的な3資産を有する島であり、また、食・文化・芸能・自然等、他に類を見ないほど豊富な観光資源を有する島ですが、これらのオリジナリティが十分発揮されてこなかったことから観光入込数が平成3年をピークに年々減少し、近年では、ピーク時の半分以下の53万人程度で推移しています。この下落の原因は様々な要因が考えられますが、一番の要因として、多様化する旅行形態に対応し、お客様視点にたった誘客がなされてこなかったことが考えられます。

一方、島内における宿泊の状況はピーク時と比べ、減少傾向にあるものの、一人当たりの泊数は増加傾向にあります。これはより深く佐渡を知るというニーズと1泊の団体観光から2泊以上の個人観光に動態が推移していると分析しています。

このような分析をふまえ、滞在周遊型観光や顧客満足度向上につながるような旅行商品の造成支援を継続しながら、個人型旅行者に人気のインターネット予約サイトの充実を図るとともに、3資産ガイドの活用やガイドのスキルアップ、滞在型旅行商品造成支援や着地型旅行商品の造成及び地域連携型観光を促進してきました。これらの取組により、観光入込数に比較して、一人あたりの泊数が増える兆しが見えてきました。

そのため、これらの取組をより推進し、地元食材の魅力を活用した旅行商品の造成により、入込客の増加を狙いながら宿泊単価のアップを目指すほか、インターネット予約サイトの充実により個人観光への対応も充実を図ります。

また、祭りや郷土料理など、地域の魅力を再発掘し、より深く交流できるような着地型商品を造成します。

さらに、ターゲット別の観光戦略を展開することで多様化する顧客ニーズに合わせたアクティビティを構築し、本物の価値ある旅を提案することで顧客満足度の向上を図り、併せて、ジオパーク、G I A H S の関係地域や関係自治体との連携のほか、世界遺産登録に向けた関係自治体とのサミットの開催及び他自治体・企業とのパートナーシップ協定に基づく連携を行うとともに、この春オープンした佐渡インフォメーションセンター「あいぽーと佐渡」を活用した観光情報の発信や国際会議等の開催による交流人口の拡大とリピーターの確保を図ります。

加えて、世界遺産登録を目指した受入態勢の整備として、この春に開業する北陸新幹線と小木直江津航路の高速カーフェリー就航に対応した島内交通体系の整備を進めるとともに、トイレの洋式化や看板表記の改善並びに内・外航クルーズ船誘致活動を積極的に展開し、更には新潟・能登との広域連携を進めることにより、外国人観光客への対応と誘客を促進します。

国内外の観光客等の円滑な交通手段を確保するうえで、佐渡空港2千メートル化の早期事業化に向けた取組を強化するとともに、現在運休になっている佐渡新潟航空路の早期再開を目指します。

また、佐渡を訪れた方をお迎えする島民一人ひとりの意識の向上と行動をお示しするため、おもてなし条例の制定に向けて取り組んでまいります。

③ 地産地消の一体的政策

佐渡は多様な水産物に恵まれ、自給自足が可能な島ですので、生産から流通の一体的整備を進めることにより、地産地消がより一層推進され、生産波及力の向上が期待されます。

地産地消については、生産に携わる人、流通に携わる人、消費者である市民、それぞれが佐渡産農林水産物を積極的に利活用することへの理解を深めるとともに、それが佐渡の産業支援の役割を果たすことになり、自らにとっても経済的恩恵を受けるという認識の共有が重要であることはもちろん、生産流通体制を整備し、生産・加工・流通・販売に関わるあらゆる産業を連携させるため、一体的な施策を展開する必要があります。

生産に対する支援としては、平成25年度より実施している庭先集荷では、現在7地区13チームが地場産野菜の生産を行っています。

さらに、観光客に鮮魚等を提供するための仕入れ・保管・配送の仕組みを構築します。

加工に対する支援としては、市内企業が佐渡産品を活用して新製品等の開発をする際の機械購入費助成や、これまでの取組に加え、新たに加工に取り組む農家や女性グループなどにも広く参加を呼びかけ、6次産業化や第二創業化を推進します。併せて、女性や若者の起業しやすい環境の整備と新たな産業の創出を図ります。

販売に対する支援としては、民間企業等が連携し、島内外への販路拡大を進めており、今年度61店舗認定したサドメシラン認定店を拡大するとともに、チーム佐渡の活動にあわせて官民一体となって取り組むことにより、新たな販路の開拓とブランド力の向上を推進します。

さらに、これまでの取組によって構築された国外での販売網を更に確実な販路とするために、生産者及び活動団体への支援を行います。

（５）地方創生

国の総合戦略である地方創生では、地方で若者の雇用を30万人生み出すなどの目標を掲げ、進行する人口減少と東京一極集中に歯止めをかけて、人口1億人を維持することを目指しており、戦略の基本目標として、地方での安定した雇用、地方への人の流れ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現、時代に対応した地域づくりの4つの大きな柱を目標に取り組むことと示されています。

本市においては、既に平成25年度中に佐渡市将来ビジョンの見直しを行い、人口減少の抑制と自然減・社会減に対応した成長戦略を策定し、平成31年における目標と市が進むべき方向性を示しておりますが、人口減少に伴う地方創生に関連する施策の推進と、成長力強化戦略の実現に向け、将来ビジョンを補完する個別計画として位置づける佐渡版総合戦略を平成27年度中に策定します。

本市は、世界的な3資産を有するオンリーワンの島であることから、その独自性を最大限に活用するため、平成29年度中の世界文化遺産登録を目指した取組を継続するとともに、ジオパーク、G I A H S の関係地域との連携を深め、佐渡ふるさと島づくり寄附金のリニューアルを行い、ご寄附をいただいた方へ感謝の気持ちをお返しするとともに、より効果的な産業や文化の発信を行い、交流人口の拡大に努めてまいります。

また、定住促進につきましては、情報発信と移住後の支援を重点的に行ってきましたが、地域の情報や体験等の誘導策メニューが少なく、島の生活に不安を持つ方もいることを踏まえ、島暮らし体験住宅の貸出しや移住経験者による移住コンシェルジュを設置し、空き家案内や島の暮らし紹介などのサポート体制の充実を図ります。

佐渡版総合戦略の骨子としては、第1に島の資源を活かし、元気な産業と安定した雇用を創出することとし、佐渡の基幹産業である農林水産業の担い手の確保や高品質化により持続可能な経営体制としていくこと、産業の活性化として地域産業の競争力強化のため、企業の第二創業化、起業支援、人材育成を進めます。

第2に島の魅力を伝え、定住や交流を促進することとし、世界文化遺産登録を目指す佐渡金銀山を中心とした世界的3資産を活用した観光振興を進めます。また、外国人観光客を含めた島外の観光客の受入れにより、宿泊、リピーターの増加と単価の向上を図るとともに、佐渡を知ってもらう機会を拡充することによる定住促進も進めます。

第3に生活しやすい環境を整え、若者の出会いから就業までを島全体で応援することとし、官民が連携した出会いの創出と子育て支援の充実、企業と連携したキャリア教育の推進から佐渡で生まれ佐渡で働く仕組みづくりを進めます。

第4に特色ある持続可能な地域をつくり、島の安全・安心を確保することとし、地域自主組織の育成と官民連携した活動を行い、それぞれの地域が支所等を核に活性化する仕組みづくりに取り組むとともに、自主防災組織育成など災害に強い島づくりを進めてまいります。

これら4つの基本目標を定め、平成27年度中に議会での議論や市民の皆様のご意見を盛り込んだ佐渡版総合戦略を策定し、できる施策から速やかに実行に移していきます。

２．市役所内改革

市職員は、地方公務員法第32条において、法令遵守が義務として定められており、組織のルールや社会

規範を守ることは当然です。

さらに、法令やルールを機械的に遵守するといった概念だけではなく実現可能な具体的対応と社会的な信用失墜行為が生じるリスクを念頭に置き、ルールにない部分をどのように処理することが適正なのかを常に意識し、柔軟に対応する姿勢が求められています。

これまで、職員の不祥事や事故等の事案発生都度、注意喚起に加え再発防止を周知してきましたが、相次いで市民の皆様からの信頼を失う事案が、昨年発生しました。

今後は、信頼を得られる市役所となるため、庁内でのチェック体制を強化する等の再発防止策を着実に実行に移します。

さらに、職員に対する、公務員としての意識改革を徹底するとともに、法令を遵守した適正な事務執行や高い倫理観に則った具体的な行動規範を定めたコンプライアンス推進指針を策定し、実践します。

そして、職員一人ひとりが責任をもって職務を遂行し、市民に信頼、安心を感じてもらえる市政運営を確立します。

また、本市においては、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に実施されるよう、時代の流れに沿った新型交付金等の活用を図り、地域の実情に応じた積極的な行政運営を進める必要があります。

3. 関係機関・団体の体質改善

市政運営における関係機関及び団体は、それぞれの分野における専門性を活かし、機動的かつ弾力的に公共的・公益的事業を行っており、行政の補完・代替という役割を果たしていますが、社会や経済の情勢が絶え間なく変化する中で時代に合った不断の見直し、改善が必要になっています。

(1) 関係機関の役割と体質改善

市政の運営において、地域及び関係団体との協力と体制の強化は必要不可欠ですが、これまでのような依存体質は解消しなければなりません。

そのため、行政と民間団体との役割分担を明確化し、目的意識と進行管理を徹底し、公正な行政サービスの執行と、民間独自の発想と自主的な活動を促進してまいります。

(2) 教育委員会改革

教育の政治的中立性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を目的として、昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年4月に施行されます。そのポイントは、新教育長の設置、教育委員会の審議の活性化、総合教育会議の設置、首長による教育大綱の策定です。

この改正により、これまで以上に迅速かつ密接に課題と情報の共有が図られるようになるため、より一層民意の反映される、開かれた教育行政を行います。

(3) 農業委員会改革

この改革では、農業委員会が農地利用の最適化へ積極的な関与・指導を行い、地域における担い手への集積・新規就農者の確保・耕作放棄地の防止が促進され、農業経営の安定化につながることを期待するところです。

さらに、高齢化に伴う耕作放棄地の発生が進んでいる現状から、農地のみならず、担い手対策を中心に

農業経営の安定を重点的に進めます。

お わ り に

平成27年度は、佐渡市と県が策定した推薦書原案が、世界遺産学術委員会の了承を得て文化庁に提出される、平成29年度の佐渡金銀山の世界文化遺産登録に向けた重要な年であります。400年以上に及ぶ金銀生産に関する遺跡や町並み景観は、他の世界遺産候補と比較しても決して劣りません。

登録が実現すれば、大きな転機となり、島内はもとより新潟県全体の産業や経済活性化の起爆剤になることは間違いありません。

島外においても、県民会議や議員連盟、首都圏の会等の多くの皆様から世界遺産登録の応援、後押しをいただいております。

また、平成27年度は、地方の創意が問われる地方創生戦略の策定に向けて、経済を始めとしたあらゆる佐渡の現状分析を行った上で、日本のモデルになる佐渡版総合戦略を策定し、佐渡の明るい未来の礎を築いていく年でもあります。

元気な佐渡を創るため、「日本一お客様に愛され、選んでもらえる島」を目指し、地方創生元年の今こそ島民全員で結束するときであります。議員並びに市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成27年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

日程第6 教育行政方針演説

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

教育長、児玉勝巳君。

〔教育長 児玉勝巳君登壇〕

○教育長（児玉勝巳君） 平成27年第1回佐渡市議会定例会の開会に当たり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について申し上げます。

さて、本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、地域社会等のつながりや支え合いの低下など、社会環境が大きく変化しています。

とりわけ佐渡市においては人口減少が急速に進むとともに、家族形態等が大きく変化してきました。このことは、規範意識の低下など、教育上の問題にも深く関わっており、教育の果たす役割がますます大きくなっていると捉えています。

これらの現状を踏まえ、学校教育においては、「佐渡市学校教育基本構想」に基づき、学校教育の質の向上を図るための各種事業を推進します。一方、社会教育においては、「佐渡市生涯学習推進計画」に基づき、市民一人ひとりが健康で生きがいのある人生を送れるよう、生涯を通じて学習をし、それぞれが学んだことを地域の発展に活かし、豊かな社会を築くことができるよう生涯学習施策の推進をします。

平成27年度は教育委員会制度改革の初年度となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨に沿い、市長との連携を強化し、教育の中立性・継続性・安定性を確保します。また、これを契

機に教育振興の施策に関する「佐渡市教育振興基本計画」を策定します。

【学校教育の推進】

1. 意欲をもち、確かな学力を付ける教育の充実

児童生徒の学力実態については、全国学力・学習状況調査結果によりますと、小学6年生は全国平均とほぼ同程度で、中学3年生は全国平均には達していませんが、徐々に全国平均に近づき向上しています。本年度も、これまでの学力実態調査の分析とそれに基づく研修会の開催、指導主事による学校支援訪問等を引き続き実施します。また、確かな学力の育成には言語活動や探求的な学習の充実が必要であり、新たに学校司書の配置により、学校図書館の更なる機能の向上を図るとともに、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性の育成に努めます。

いじめ・不登校の解消については、いじめや不登校はどの学校にも起こりうる重要な課題で、看過することはできません。昨年10月に策定した「佐渡市いじめ防止基本方針」に基づき「未然防止」や「いじめ見逃しゼロ」「早期発見・即時対応」に一層努めるとともに、心の健康チェック等の取組により「不登校を生まない学校づくり」を推し進め、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めます。また、幼児の適正な就学支援や課題を抱えている子どもの支援を積極的に行うために子ども若者相談センターとの連携をより一層深めます。さらに、児童生徒の挨拶を活発化させ、そのことが地域住民へ広がり、全島で子どもから大人まで明るい挨拶が響きあうことを目指し、新たな「あいさつ運動」を展開します。このことによって市民のおもてなしの意識を高め、世界遺産登録に向けた環境づくりに努めます。

2. 郷土を愛し、夢と誇りをもつ教育の充実 生きがいを見付け、自立を目指す教育の充実

これまで子どもたちに「佐渡学」を推進しており、平成25年度からは自立を目指すキャリア教育と併せて一層力を入れてきました。しかし、佐渡のすばらしさや地域産業について十分に理解されていない状況もあり、佐渡学とキャリア教育をより充実させる必要があると捉えています。

そこで本年度も、佐渡博物館、佐渡金山の関連施設等の利用促進に努めるとともに地域の方々の協力を得ることにより、佐渡の自然・歴史・文化について学べるよう支援します。

キャリア教育については、佐渡の将来を担う人材育成に向けた教育の更なる充実を目指し、望ましい勤労観、職業観を育む教育を推進します。本年度はキャリア教育の推進体制を強化し、郷土愛や誇りを持って自らの未来を切り開くキャリア教育を推進するため、本市独自のキャリア教育プログラムを作成します。また、高等学校との連携を深め、小学校、中学校、高等学校と系統立てたキャリア教育を推進します。

3. 学校教育の基盤整備と充実

学力向上、いじめ・不登校等に対応できるよう、教職員を対象に、数学担当者会議や人権教育、同和教育研修会、いじめ・不登校対策研修会、道徳の研修会等を開催し、資質・指導力を高めます。

経済的理由により就学が困難な家庭への就学援助制度については、本年度更に認定基準を緩和します。

学校施設については、安全安心な教育環境を確保するため、相川小学校体育館の改築、相川中学校体育館の大規模改造、両津学校給食センターの建設を行います。

また、学校統合については、教育環境の改善・充実を図るため、統合計画に基づき、両津地区、佐和田地区、相川地区の小学校統合について、保護者及び地域住民の十分な理解を得ながら進めます。

【社会教育の推進】

1. 豊かな情報で生涯学び続ける 市民の島

市民が「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができるよう、親子家庭教育学級や高齢者学級、市民大学講座など市民のニーズに沿った講座を開設し、生涯学習の機会を積極的に設けます。また、学びの成果を発表する場として、芸能祭や文化祭、生涯学習フェスティバルを開催し、多くの市民への学習活動の普及・啓発を図ります。

図書館については、郷土資料や暮らし支援等の図書の充実を図るとともに、調査相談業務や情報提供を充実します。また、分散して管理している重要書籍について、その管理体制を強化します。

2. 互いに助け合い活力にあふれる 地域の島

地域の高齢化が加速するとともに核家族化が進み、地域の交流が希薄になり、地域のつながりや活力が低下しています。地区公民館、地区公民館事業活性化支援隊、支所・行政サービスセンターがしっかりと連携をし、学習活動・サークル活動や地区運動会・芸能祭等の事業を活性化していく取組を進めます。

また、人口減少対策の一環として男女の出会いの場を創出する公民館講座を新たに開設し、結婚世話役や地域おこし協力隊、公民館事業活性化支援隊の協力を得ながら相互が連携できる仕組みづくりを整えます。

3. 自然を守りトキと共生する 環境の島

次世代が安心して暮らせる佐渡、豊かな自然を育む佐渡の環境づくりを推進するため、学校・家庭・地域が連携・協力しながら自然体験活動や環境美化活動等に取り組み、地域社会全体で子どもたちの教育を支援します。あわせて、この取組により地域の人々、団体のつながり、地域コミュニティの新たな構築、機能強化にもつなげていきます。

4. 歴史を学び後世に受け継ぐ 伝統文化の島

市民が郷土に誇りを持ち、将来を担う若者が佐渡を支えていくためには、子どもたちが郷土を学び、佐渡を知ることが最も重要であると考えています。このため、佐渡博物館を佐渡学推進の中核と位置付けており、子どもたちに分かりやすく親しみやすい展示内容に替え、3資産をはじめとする郷土の魅力を学べる環境を整備します。

また、佐渡ジオパークについては世界文化遺産とG I A H Sの取組と連携しながら、市民への一層の普及を図るとともに、本年度は相川・二見・沢根地区に看板等の整備をし、ジオサイトの計画的な整備を進めます。あわせて、新潟圏域をはじめとする各地のジオパークとの交流を図り、ホームページでの情報発信の充実、ガイドの養成やガイド組織の強化等に力を入れながら、世界ジオパークの認定を目指していきます。

5. スポーツに親しみ心身共に活力を生む 健康の島

人口減少対策として健康寿命を延ばす取組が必要であり、中高年者をはじめとする市民の運動を習慣化させることが重要です。このため、各地で健康づくり教室を多数開催できるよう新たに指導者養成講座を開設し、安全で効果的な運動を指導できる人材の育成を図ります。

本年2月に竣工した佐渡市総合体育館「サンテラ佐渡スーパーアリーナ」を活用した市内大会の開催はもとより、トップリーグや全国・全県規模の大会及び合宿の誘致に努め、スポーツ交流による市民への普及や競技力の向上、更には地域経済の活性化につなげ、スポーツの島としての認知度を高めます。

スポーツイベントとして定着した佐渡国際トライアスロン大会をはじめとする４大会については、昨年度いずれの大会も過去最多の参加者数を記録しました。イベントの魅力向上と市民の盛り上げを高め、更なる参加者の拡大を図ります。また、カヤック・自転車・登山の３種目に環境シンポジウムを組み合わせ、自然の尊さを感じてもらうことを目的とした環境スポーツイベント「シートゥーサミット」を開催します。

また、市民スポーツの振興を図るため、一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団と佐渡市体育協会の統合を進め、その新たな団体と連携・協力をし、総合型地域スポーツクラブの立上げに取り組みます。

お わ り に

本市の教育の充実・発展のためには、学校、家庭、地域が連携し、課題を共有しながら、教育の質の向上に努めることが重要です。

議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成27年度の教育行政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で教育行政方針演説を終了いたします。

日程第 7 議案第 1 号から議案第 5 5 号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第 7、議案第 1 号から55号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第 1 号 佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、独立行政法人改革に伴い、独立行政法人通則法が改正をされ、平成27年 4 月 1 日から施行されることに伴い、業務の特性を踏まえて独立行政法人が大きく 3 つに分類されることによりまして、同法第 2 条第 4 項に新たに規定されました行政執行法人に該当する佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の中に規定する特定独立行政法人について文言改正を行うため、条例を改正するものであります。

議案第 2 号 佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続法が改正され、平成27年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民の権利利益の保護の充実を図るため、行政指導に関する事項を中心とした改正が行われたことを踏まえ、これらの事項に関し、条例を改正するものであります。

議案第 3 号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年度の新潟県人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、初任給にかかわる号給を除く給料表の引き下げ、地域手当の支給割合の引き上げ、単身赴任手当の基礎額及び加算額の引き上げなどの諸手当の見直し並びに経過措置などを規定することについて、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号から議案第 9 号までにつきましては、地方教育行政制度改革に伴うものでありますので、一

括をしてご説明を申し上げます。議案第4号 佐渡市教育長の給与に関する条例の制定について、議案第5号 佐渡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、以上6議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行することに伴いまして、平成27年4月以降新たに任命される教育長は市長が議会の同意を得て任命をし、特別職として位置づけられることから、関連する条例の新規制定または改正を行うものであります。議案第4号につきましては地方自治法第204条第3項の規定に基づき、教育長の給与を定める条例を制定するもの、議案第5号につきましては職務専念義務の免除の特例を定める条例を制定するもの、議案第6号につきましては現行制度の教育長の任期が満了した時点または教育長が欠けた時点で教育委員会の委員長の職が廃止となることから、委員長及び委員長職務代理者の報酬に関する規定を削除する改正を行うもの、議案第7号につきましては教育長の勤務時間などを定める改正を行うもの、議案第8号につきましては佐渡市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例に規定されている教育長の旅費を佐渡市職員の旅費に関する条例に一元化する改正を行うもの、議案第9号につきましては教育長の報酬を特別職報酬等審議会の諮問事項とする改正を行うものであります。

議案第10号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、中学生以下における入院の自己負担額を1日1,200円としているものを無料にするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、鳥獣の保護及び猟銃の適正化に関する法律が改正され、改正法律が平成27年5月29日から施行されることに伴い、法律名が鳥獣の保護及び管理並びに猟銃の適正化に関する法律に改められたため、条例中、法律名を引用している箇所を改正するものであります。

議案第12号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、子ども・子育て支援法が平成27年4月から施行されることに伴い、保育料の徴収根拠が児童福祉法第56条第3項中から削除され、公立保育園については子ども・子育て支援法第27条第3項第1号を根拠として公定価格の額を保育料として定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会より平成27年4月1日に地域交流センターワイドブルーあいかわが返還されることから、佐渡市が直営施設として管理運営するために必要な改正を行うものであります。

議案第14号 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本案は、平成25年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、介護保険法が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定め、平成27年4月から実施するため、条例を制定するものであります。

議案第15号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。本案は、平成25年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、介護保険法が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などを定め、平成27年4月から実施するため、条例を制定するものであります。

議案第16号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法施行令などの関係法律の改正及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料の改正及び新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を定めるため、条例の一部を改正するものであります。新たな保険料は、本市の高齢化の進展による要支援、要介護認定者の増加及び施設整備などに伴う介護給付金の増加を踏まえ、基準となる保険料を前年度月額よりも600円引き上げ、月額5,800円に改正するものであります。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、平成27年4月から施行されることに伴い、要介護者に提供する地域密着型サービス事業の人員、設備等の基準を改正するものであります。

議案第18号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成27年4月から施行されることに伴い、要支援者に提供する地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備等の基準を改正するものであります。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地価水準などを勘案をした道路法施行令の改正を踏まえた新潟県道路占用料徴収条例の改正に伴い、本市においても新潟県の道路占用料の改定単価に準拠した改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地価水準などを勘案した道路法施行令の改正を踏まえた新潟県漁港管理条例の改正に伴い、本市においても新潟県の漁港施設占用料の改定単価に準拠した改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市営牧場における利用形態の見直し、それに伴う使用料の統一を行うことにより牧場の利用促進及び市内の飼養頭数の増加を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農村公園として設置した静平農村公園及び親水公園について、公園としての利用が少ないことから、近隣住民や地権者などとの協議の結果、これらの公園を廃止するため、条例を改正するものであります。

議案第23号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在集落が運営をしている見立簡易水道について、その運営が平成27年4月から佐渡市に移管されることにより、水道料金を統一をするための条例改正を行うものであります。

議案第24号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木教職員住宅の老朽化に伴い、教職員住宅としての用途を廃止をし、同施設を解体した後、地権者に土地を返還するため、条例を改正するものであります。

議案第25号 信託の解除について（堀記念ビル）。本案は、東京都新宿区西早稲田の土地にかかわる土地信託契約について、建物の売却先が決定したことから、受託者である三井住友信託銀行株式会社と満了の期日を繰り上げることに合意ができ、契約を解除したいので、地方自治法第96条第1項第7号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、起債の増額及び事業の新規追加によるものであります。

議案第28号 市道路線の認定について。本案は、新潟県が実施をする窪田沢根線街路事業の完了に伴い、側道を市道路線として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 市道路線の変更について。本案は、相川支所及び相川消防署庁舎建設工事完了に伴い、市道路線の一部を変更する必要がありますので、道路法第10条第3項におきまして準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 市道路線の廃止について。本案は、主要地方道佐渡一周線椎泊バイパス開通に伴い、市道路線を廃止する必要がありますので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億5,547万円を追加をし、予算総額を491億5,518万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税、県支出金及び財産収入などの増額計上と、歳出では国の平成26年度補正予算（第1号）に伴う経済対策事業に5億1,877万4,000円などを予算計上するものであります。

議案第32号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億7,848万9,000円を追加をし、予算総額を73億5,231万1,000円とするものであります。主な補正内容として、歳出について一般被保険者にかかわる療養給付費等を増額するとともに、保険給付費に充用するため予備費の組み替えを行い、歳入についてはその財源として国民健康保険税の一般療養給付費現年課税分、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金を増額計上するものであります。

議案第33号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既

定の歳入歳出予算額からそれぞれ117万1,000円を減額をし、予算総額を7億3,834万2,000円とするものがあります。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額などです。

議案第34号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ4,489万9,000円を減額をし、予算総額を84億7,652万7,000円とするものであります。主な補正内容は、保険給付費の実績見込みに基づく歳出の減額と、それに伴う交付金などの歳入の減額を行うものであります。

議案第35号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額10億9,434万8,000円は変更せず、その財源内容を更正するものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金の減額、市債の増額、歳出では建設改良費の財源補正であります。

議案第36号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2,484万7,000円を減額をし、予算総額を33億3,229万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では受益者負担金、分担金、繰入金の増額、し尿処理負担金、下水道使用料、下水道補償料の減額、歳出では受益者負担金、分担金、前納報奨金、それから雨水管渠工事及び工事負担金の増額、測量設計委託料、污水管渠工事及び水道管移設補償費の減額であります。

議案第37号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ450万円を減額をし、予算総額を4億7,277万7,000円とするものであります。主な補正内容は、利用実績見込みに伴う介護給付費収入の減額であります。

議案第38号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ817万6,000円を減額し、予算総額を6億192万4,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では介護給付費収入と自己負担金収入のサービス収入の減額、それに伴う一般会計繰入金の増額、歳入では臨時職員の社会保険料と賃金を減額するものであります。

議案第39号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額2,519万7,000円は変更せず、その財源内容を更正するほか、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用する経費について、繰越明許費を計上するものであります。主な補正内容は、歳入では基金繰入金の増額、造林事業収入の減額、歳出では造林事業費の財源補正であります。また、繰越の理由は、作業道開設工事において積雪の影響により工事が遅延したものであります。

議案第40号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支の収入を1億2,249万8,000円減額をし、収入総額を22億9,262万1,000円に、支出を4,647万円減額をし、支出総額を24億5,567万円に、資本的収支の収入に491万円を追加をし、収入総額を4,164万円とするものであります。主な内容といたしまして、患者数見込み等の修正に伴う収支の調整と一般会計繰入金の精算的調整による補正であります。

議案第41号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について収入を1,106万円減額をし、収入総額を18億2,161万円に、支出を717万円増額をし、支出総額を17億577万8,000円とするものであります。また、資本的収支について収入を810万円減額し、収入総額を7億2,253万円とするものであります。主な補正内容は、収益的収支では一般会計繰入金の減に伴う営業外収

益の減、消費税及び地方消費税納税額の増に伴う営業外費用の増、資本的収支では簡易水道基幹改良にかかわる一般会計繰入金の減に伴う出資金の減額であります。

議案第42号 平成27年度佐渡市一般会計予算について。平成27年度予算は、本市の最重要課題である人口減少対策を中心に、限られた財源の中で市民が必要としている施策を選択しながら予算編成を行ったところであります。本市の平成27年度一般会計予算案は、普通建設事業費の減額要因もあり、予算規模で454億円となり、平成26年度の当初予算に比べ、4億円、率で0.9%の減となりました。歳入では、基幹財源である市税収入の確保に考慮しながら積算計上し、地方交付税については合併特例期間の終了による減少を見込み、予算計上し、財政調整基金などの基金繰入金については計画的に取り崩しを行うよう予算計上したものであります。また、歳出ではゼロベース積み上げ方式によって全ての事務事業の費用対効果などについて検証を行い、最重点課題である人口減少対策に関する諸施策に取り組む予算編成を行ったところあります。

議案第43号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、近年増加する一方の医療費に対応し、適切な医療の提供を行うための保険給付費を計上し、また被保険者の健康の保持、増進を図り、健やかな生活が営めるよう保健事業費を見込むとともに、後期高齢者医療に関連する諸費用及び介護保険にかかわる給付金等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額を80億4,800万円とするものであります。

議案第44号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供などを行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額を7億2,190万円とするものであります。

議案第45号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億140万円とするものであります。内容としましては、介護施設の整備状況、これまでの給付動向等を加味をし、介護給付費、地域支援事業費等の所要の予算を計上するものであります。

議案第46号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,200万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料3億1,731万5,000円、国庫支出金2億9,790万円、一般会計繰入金5億2,524万円、市債2億4,230万円などで、歳出の主なものは維持管理費が1億9,907万4,000円、建設改良費が7億3,013万2,000円、公債費3億2,304万1,000円などを計上するものであります。

議案第47号 平成27年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億5,210万円とするものであります。歳入の主なものは、分担金及び負担金1億1,770万9,000円、使用料及び手数料6億1,583万7,000円、国庫支出金4億円、一般会計繰入金17億7,015万8,000円、市債3億6,380万円などで、歳出の主なものは下水道の施設管理費7億9,443万2,000円、下水道建設費9億4,507万円、公債費15億6,419万8,000円などを計上したものであります。

議案第48号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所にかかわる所要額を計上したものであり、歳入歳出予算の総額を4億7,690万円とするものであります。主な内容は、歳入では介護給付費収入と自己負担金収入のサービス収入と一般会計繰入金で、歳出で

は施設費と介護サービス費の特別養護老人ホーム費を計上するものであります。

議案第49号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所者等にかかわる所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を5億9,990万円とするものであります。主な内容は、歳入では介護給付費収入と自己負担金収入のサービス収入と一般会計繰入金で、歳出では施設費と介護サービス費の介護老人保健施設費と公債費を計上するものであります。

議案第50号 平成27年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103万3,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び基金積立金などの経費であり、その財源として財産収入であります。

議案第51号 平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,032万3,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費の経費であり、その財源として受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などであります。

議案第52号 平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ582万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第53号 平成27年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ518万1,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源として受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第54号 平成27年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を23億1,013万4,000円、支出総額を24億3,786万9,000円に、資本的収支の収入総額を3,666万9,000円、支出総額を8,257万3,000円とするものであります。主な内容といたしましては、地域医療確保のため経費の効率化に努めて経営安定化を図るものであります。

議案第55号 平成27年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入を16億6,648万7,000円、支出を16億9,020万3,000円とし、資本的収支については収入を7億642万9,000円、支出を12億5,525万2,000円とするものであります。主な内容としましては、国庫補助事業による老朽管更新事業、緊急時用の連絡管の整備事業及び配水管等布設替えの事業を実施してまいるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第2号 佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 先ほどの市長の説明では、県の人事委員会に沿ってというか、そういう話ですが、今まで人事院の勧告とか、それに沿うような形だったのですが、それがどうなのかということが1点。

2点目は、今給料を上げろ、上げろというときに給料を下げるという条例の趣旨がちょっと理解ができないのが2点目。

3点目は、そのかわりに手当をふやすという話ですが、県の場合は広いですから、いろんな意味の手当、出張とか、いろんなのがあるかわかりませんが、佐渡の場合はそういう手当に関するものは少ないと思うのですが、その辺の説明を求めたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。3点あります。

人事院の関係でございますが、当市におきましても人事院に準拠しておりました。平成25年からは、県の人事委員会の勧告に基づくものに準拠するということで、その方針に従っておりますので、よろしくお願いします。

それから、今給料は上げるという方向に世間が行っているという段階で下げるということですが、これにつきましても県の人事委員会に準拠しておりますので、上げるときには上げる、下げるときには下げるということでございますので、そのように準拠させていただきました。

それから、手当につきましては上げるということの説明であります。この改正の中では地域手当、これについては一般職でございます医師のみの地域手当を100分の15から100分の16にということであります。それから、単身赴任手当ということで、現在ここに勤めている者が遠くへ行かなければならないという状況になったときに単身赴任手当を支給するものでありまして、これについてもほとんど当市については該当はございません。それから、管理職の特別勤務手当でございますが、これについては災害に関するものの規定を今回人事委員会で上げたということでありまして、当市の職員が災害の業務についたときに払うものでございます。一般的な手当ということではございません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 県の人事委員会の勧告を今後は佐渡市はそれを受けてというか、沿ってということ

にすると、それはそれは理解できたのですが、それなら県が下げるという根拠はどこにあったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

県の場合は、県内の企業と、それから一般的なもので調査を行いまして、給与の推移とか、いろいろ手当の推移を加味したもので調査をします。当市については、そういう調査をしたものはございませんが、県がその調査の中で県の給与におきまして一般よりも少し高いということで下げるという結論になったということでございます。それに従いまして、当市もそれに準拠するということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3 回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そうすると、県の人事委員会というのは、これ毎年やるのですか。毎年調査するというのもおかしい。毎年調査して職員の給料を上げたり下げたりするのでは、たまったものではないと思うのだけれども、例えば何年に1回調査して、こういうふうなことになるって、こういう勧告をしますという県の人事委員会のルールってあるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

毎年やるかという、そういうルールについては承知しておりませんが、毎年調査をいたしまして、こちらのほうに報告が来ております。それにつきまして、上げるかどうかについては、その調査内容によります。それから、過去の推移を見ながらということでもありますので、必ずしも毎年上げるということでもございませんが、調査は毎年されておるように記憶しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市教育長の給与に関する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 教育委員会にかかわる第4号から8号までは関連しているので、ここで聞いておきたいと思うのですが、ご承知のとおり安倍内閣での教育の大きな改革がされて、この4号について言えば、新教育長、つまり今の教育長ではない新教育長の給料を定めるものだというふうに理解をするのですが、経過措置というか、暫定措置もあるわけで、具体的にはどうなりますか。つまり教育長は今年度の初めに就任をされたばかりで、来年度からは新制度に移行するわけなのだけれども、その中で経過措置もある。経過措置使ってやっていくというふうに私は理解をしていたから、経過措置のときは現行のままのここだという給与体系でいくのかなと思うのですが、その辺の絡みを教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、今回の条例等全て附則につきましては、例えば34ページをごらんいただきたいのですが、附則1項、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、つまり附則第2条の第1項の規定により在職する、いわゆる今の教育長、旧教育長の経過措置を定めたのが附則第2条の第1項の規定になります。したがって、今の教育長が今後欠けた場合、例えばやめるとか、満期が来るとか、それまでにつきましては今の現行のままの給料でいくというものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、現行のままということで、この条例は適用されないということですね。

そこで、お尋ねをしておきたいのですが、経過措置でいくということになると、今回の市長の施政方針も教育長の施政方針の中身でも触れていたと思うのだけれども、総合教育会議の扱いはどうなりますか。何を言いたいかというと、予算の面も含めてどこに載っているかというのものもあるのだけれども、総合教育会議は市長部局ですよ、多分。事務局を廃止することになっているのだけれども、小規模なところについては市長部局でやるし、総合教育会議では大綱を定めるのは市長が定めるというふうになっているのだが、その辺の協議と検討も含めて、予算配置も含めて、教育委員会制度は変えられたのだけれども、経過措置として現行のままいくと。だけれども、総合教育会議もやると、大綱も決めるということになってくるのだけれども、その辺はあなた方どのように整理をされているわけですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、総合教育会議につきましては、これは今の教育長、新教育長にかかわらず、4月からの法律の施行によりまして、会議は開催されることになります。

なお、その事務局の市長部局か教育委員会部局かというのにつきましては、今ちょっと総務課との調整の中で教育委員会部局のほうで執行していきたいというふうなことで話を進めております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これ8号まであるので、どこでも何回でもやれるのだけれども、ここで聞いておきます。そうすると、新しい制度改正というのは、一言で言うと、新教育長が今までの教育長と違って強大な権力を執行権も含めて持つわけです。その辺のかかわりというのは具体的に、ところがあなた方の場合は教育長もいれば、教育委員長もいると。教育委員会の中で言えば、委員長のほうが、格という言い方はおかしいけれども、本来委員長が責任あるのです。それが暫定措置の中で総合教育会議をやるというと、非常に混雑する、非常に整理できないというふうに私は思うのです。こういうことを言うのはあれですが、みんなやめていただいて、新しくやったほうがかえって私はすっきりするのかなと、はっきり言って。今の新しい教育委員会制度の中身を見ると。それをあなた方はどういうふうに運営をするつもり

なのか、非常に私難しいと思っているのですが。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の附則等につきましては、旧教育長の経過措置については定められておりますけれども、その他以外の総合教育会議の開催とか大綱の設置につきましては法律の施行、4月以降について執行するということになっております。したがって、法律の趣旨にのっとりまして、会議の開催等は進めていくと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉田 泉君） 今の仕組みの中では、そのままやらざるを得ないというふうに、法の仕組みの中では。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどと同じ中身になるのですが、では今回教育委員会は新制度にのっとって総合教育会議やるのだよということなのだけれども、市長部局はどう考えているのですか。総合教育会議については市長が大綱を定めるといって、私どもはいいとは思わぬけれども、政治主導的な部分が強いわけなので、市長部局はどう考えて協議した結果、こういう打ち合わせになっているのですか。一般質問でもやりますが、この後先ほどの教育長の施政方針の中で教育振興基本計画なんていう大きい計画も立てると言っているわけで、その辺ちゃんと調整しないとやれないと思うのですが。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君）　ご説明いたします。

総合教育会議ということで市長が招集、会議は原則公開ということになっております。今現在教育委員会との審議の経過であります、市長が招集をしますが、中の事務についての細かい内容については教育委員会のほうが十分にわかっているということでもありますので、今お互いに協力してやるということで考えております。あくまでも市長が招集でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　中川直美君。

○8番（中川直美君）　簡単にこれだけで置きますけれども、今回の教育委員会の改正は私はいいとは思いませんが、よくいい言い方で言えば、市長部局と教育委員会部局が市長が主導権を持って、全体として調和をもってした行政の教育制度、教育分野を進めるということなのです。そういう意味でいうと、今の総務課長の話だと、あくまでも教育委員会ということだから、これはちょっと何かおかしいのではないですか。市長も教育長も新しい制度だから、いいのだみたいな認識もありますけれども、その辺もう一回お願いします。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田　泉君）　総合教育会議の事務局のあり方につきましては、いろいろ国のほうの指導もございしますが、市長部局、教育委員会部局どちらがやっても特に問題がないというふうなことで、県内につきましてもおおむね今のところ半々くらいの事務局の持ち方というふうに、今私の知り得る情報はそうっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　中川直美君。

○8番（中川直美君）　教育委員会に聞いたのではなくて、今回の枠組みというのは総合教育会議の中で市全体の教育を決めるということで、市長部局としてどういうふうに臨むかという視点はやっぱりこれ要るのです。だから、私市長部局に聞いたので。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君）　ご説明します。

先ほども申しましたように、市長が招集するということで、教育委員会と話の中で事務局は教育委員会に置くか総務課に置くかということでございますが、あくまでも市長が招集するとありますので、今現在教育委員会と協議しながら、招集については市長が行うということで進んでおります。先ほど申しましたように、細かい教育内容のことにつきましては総務部局でわからないところもございしますので、それは連携をとりながら市長が招集する中で会議をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君）　質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） お尋ねをしますが、議案の提案理由のときも説明されましたが、条例で保育料の納付義務及び額を規定するものということになっているわけなのだけれども、今までは保育料の額は規則で決めていたかな、それを条例で決めるということなのだろうと思うのだが、その辺は具体的にどうということなのかももう少し教えていただきたい。

それともう一点は、前年所得によって保育料決まります。それで、今までは子供の年少控除があったのだけれども、年少控除がなくなって厚生労働省は再計算をしないと、つまり16歳未満の子供、税金控除なくなったものだから、再計算をしないと保育料が上がって大変だよという話があったのだ。ことしは、新年度に当たっては厚生労働省そういう通知を出していないから、子供さんが多くいる家庭にとっては保育料が大きく、佐渡市の場合は同時入所の場合、保育料安くしているから、余り影響ないのだろうけれども、そういうのはね上がる場合があると思うのだけれども、その再計算の問題についてはどのような取り扱いをしていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君）　ご説明いたします。

先ほどの条例の規定の部分で、徴収根拠の部分で規則に今現在委任しているという部分なのですが、そちらについては地方自治法第228条、そちらにまず公の施設の使用料に関する規定がございます。こちらについては、あくまでもこの公の施設については条例で規定しなさいよというものがあるのですけれども、現在今保育料の徴収根拠を児童福祉法第56条第3項に規定をしております。この規定が要保護児童の措置費の支弁ということの規定に切りかわるということもありまして、その後今回児童福祉法から徴収根拠がなくなるということなものですから、直接法に規定する根拠を規定するというものが必要になってくるということで、現在子ども・子育て支援法の中で保育園を利用する児童1人当たり一月に要する保育費の全体が公定価格ということで規定をされております。そして、公定価格は国、県、市からの給付費と、それから利用者負担額を合わせた額ということで規定をされております。本来給付費を受けた利用者が利用者負担額を上乗せして市に使用料として支払うという、こういう仕組みになっておるわけですので、保育料を公定価格として位置づけるということで、保育料イコール公定価格ということとすることで子ども・子育て支援法第27条第3項第1号が徴収の根拠ということになります。そして、これについてはここで徴収の根拠とすることで規則に規定をしていくということになります。

それから、年少控除の関係でありますけれども、議員おっしゃるとおり、今回の法改正で、今まで年少控除の部分が入っていないということで計算をされておりました。今回法律が改正されまして、年少控除の部分を加味しないでやるということになります。そうなりますと、先ほど言いましたように、その分の税額が上がるのではないかとということになるわけですが、基本的にその税額を、上がった分を加味して保育料を算定するというので、全体的には保育料が上がらないような形で保育料を算定していきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君）　中川直美君。

○8番（中川直美君）　けつのほうから行きますが、そうすると年少控除がなくなった控除部分は考慮するということは、厚生労働省は今回新制度移行に当たっては再計算しなさいよという通知は出していない。けれども、佐渡市としては同じような考慮をして保育料を計算するという答弁に私はとれたのだけれども、そういう理解でいいのかどうなのか。考慮するというのがどういうことなのか。

前段で言うと、保育料は、結論でいうと、今までどおり規則で定めるというのだけれども、義務及びその額を規定するものという議案の概要は、あくまでも規則で規定をするということを条例化するというのを言いたいわけですね。だと思ふのだとすれば、ただ全国のこれまでの保育制度の中では、やっぱり住民負担にかかわるものだから、どこを法的根拠に置くかというのはもちろんあるのだけれども、条例で議会関与もきっちり認められる中身にすべきだとこの間何回かは言ってきたのだけれども、佐渡市の場合、今市長の施策で保育料を安くしているから、余り問題はないのだけれども、やはりそれは条例制定すべきものではないのでしょうか、改めて聞いておきます。2点。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君）　まず、条例制定をすべきではないかといった部分でありますけれども、先

ほどもおっしゃいましたように、本来その法律に規定されているものについては条例規定する必要はないというものもあります。これまでも児童福祉法の第56条第3項で規定をしているという見解から、条例規定をしておりませんでした。今回保育料イコール公定価格ということを条例でうたうことによりまして、子ども・子育て支援法の第27条第3項に規定があるという解釈のもとで条例規定はしないということになります。

それから、先ほど言いました年少控除の部分ですけれども、本来ですと、これまで19階層あったわけですから、今回も同じ19階層のままにとどめておきます。そして、所得が低い部分になりますけれども、これまでは所得税をもとにして算定した部分が今度は全部、全て住民税の所得割をもとに算定されることになります。そうすると、所得の低い階層のほうをまとめまして、ある程度税額を幅広くとった中で算定をするようにしますので、年少扶養控除の部分がないものとして計算をしますけれども、結果して保育料の個人負担という部分については、これまでとほとんど変わらない額で設定するということになります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今関心の高い健康保養センター、いわゆる温泉施設の関係です。議員全員協議会の中でも実はあったのですが、市民にもわかるようにという意味です。

もともと相川のワイドブルーあいかわも前回民間譲渡した方がやれないということで返ってきて、当初からホームページ等の募集の中からも相川だけ抜かされていたわけなのだけれども、具体的にどういふことなのかご説明をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

相川のワイドブルーあいかわにつきましては、今後他の用途として利用を検討していくということで、世界遺産のガイダンス施設という形でやれるかどうかについての検討を今しているところでございます。その決定を受け次第ということになりますけれども、それまでの間、直営という形で進めていくということになると思います。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 簡単にしておきますが、そうするとガイダンス施設になるまでの間だけ温泉をやるということですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） お答えします。

ガイダンス施設をやるまでの間ということですが、当然またやるということになれば工事が入ってきます。そして、ガイダンス施設といいますか、世界遺産関連施設といたしましても、その中にいろいろな多用途として使えるものを計画していくということも考えられますので、その中に温泉もありかなということも検討しているところでございますので、そこら辺についてはまだ未定ということになっております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） その辺が、つまりあなたがそう言うから、私聞くのだけれども、ガイダンス施設になって、そのほかの利用もあるから、その場合に温泉施設もあるかなと思いますということだから、相川のワイドブルーあいかわが残るのだと期待している人から見たら、あるかなというのでは困るのです。残すのか残さないのか、それは重要ではないですか。例えばほかの施設は、市長の健康増進やコミュニティーの場として一定程度市もバックアップするから、主体に運営する民間業者を求めたわけだ。今度は直営ですのだけれども、あるかないのか、残す方向で考えているのかどうか、そこははっきりしてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） お答えいたします。

先ほど言いました工事をする段階で設計をすることになると思います。その設計の中にどういうものを盛り込んでいくかというものについては、まだちょっと未定なわけですので、今ここでお答えできる段階にはありません。申しわけありません。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） これも介護保険のほうの関係で変わるわけですが、一言で言えば、一定条件を満たすと人員の緩和ができるということなのですね、これ。これに当たる幾つぐらいの事業所が対象になるのかということと、ことし介護報酬の大幅な引き下げで経営も大変だということもあるわけなのだけれども、一方では雇用の方としての介護職も含めてあるのだけれども、つまり逆に言うと、この基準をやることによって単純にもともと配置していた人員配置の基準だとか、面積基準は緩むわけだから、人も要らなくなるというような影響も出てくる場合もあると思うのだけれども、その辺はどのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

併設事業所に係る部分について、管理者等の部分が人員緩和されるということで、その部分について何力所かちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、そういう意味では併設事業については緩和できるということになります。

それと、人員を、それが余剰になるとか、あるいはそういう懸念があるかという問題でございすけれども、基本的には今の介護人員というものをどう回していくか、併設事業所においてはいろいろな事業を兼ねておりますので、その中で考えていく部分になるのかなと考えております。大幅な今回改定率の削減がございました。影響が響くようにならないければいいがなとは思いますが、ちょっとまだやってみないとわからないという部分もございす。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この改正、そうすると具体的にはどういうメリットが生まれますか。どういういい点が出てきますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） これにつきましては、第3次の一括法でいわゆる国が定めておった基準を地域密着型サービスあるいは介護予防というのは市が指定すべき事業でございすので、原則的には今までと変わらない部分を基準を定めたということでございす。

市にとっての利点ということでございすけれども、基準に関しては参酌すべき部分という厚生労働省の基準、それから絶対守るべき部分という部分がございすけれども、そういう意味で市の実態に合わせた部分ということでは、今条文持ってきてきませんでしたけれども、利用者の利便を図るという意味でちょっと追加をした部分がございす。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長の施政方針にあって、地方創生元年みたいな話もあったのだけれども、介護保険事業計画ももう今年度から始まるわけです。先ほどの説明の中にいろいろあったのだけれども、600円上がって5,800円になると、標準の介護保険料。介護保険料上がるわけだ。一言で言えば、介護保険というのは介護保険の3年間の事業計画の予算があって、国は自然増の社会保障の予算を抑えたというのだけれども、自然増でこれだけあって、利用見込みでこれだけあって、したがって月当たり前回と比べるとこのぐらいになりますぐらいな説明が本会議であってもいいのではないのでしょうか。委員会では、もちろん

介護保険事業計画の細かい推計に基づいた報告がなされるのだろうが、自然増あるいは人がふえること、見込みによってこれだけ上がるのだという説明ぐらいあっていいと思うのですが、お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 説明をいたします。

今議員からご指摘ありました第6期の計画というもので、いわゆる介護サービスの見込み量、それからこれからの認定者の見込み、サービス量の動向というものを見込んだ3年間の中で、今回基準額と言われるものの月額で600円上がるということでございます。中身につきましては、施設等については増加をしております。第5期、今の3年間でございますけれども、この中で地域密着型の特別養護老人ホーム等、ミニ特と呼ばれるものでございますが、これらを整備をしてきております。これが5期計画期間中に163床整備をしております。それから、今この4月から29床ふえますけれども、こういう部分の施設整備等の増加を見込んだもので今回次の3年間の部分というものをお願いをするということで、600円の上昇の改定ということでお願いをするものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の説明だと、5期に163床やった部分が6期に反映してくるからが1つと、6期に29床やるというけれども、最終年度の予定でしょう。それは、7期に反映するのではないですか。その辺を教えていただきたい。

それと、さっき言ったように、全体として高齢者が多いところは、自然増というのは大きいわけです、本来。国は、予算の中で自然増を圧縮したということは、事実上大幅な削減なのです。だから、自然増で本来は何％、施設の方で何％、したがって600円値上がりましたという答えになるのだろうと思うのです。それは、どうなっていますか。それ聞かないと、単純に国の予算圧縮してきているから、どうしても市町村の予算も圧縮する傾向になるのです、多分。事業計画見ても多分圧縮方向になっているのだと思うのです。そうではなくて、自然増でこうで、こうだと。今の話は、施設分だけで163プラス29の部分が6期にはね返りますよというお話だね、今の。その自然増も含めてちょっとお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

最初のご質問でございますけれども、29床今整備しておるものというのは旧後山小学校の部分です。これが4月オープンでございますので、これもはね返りますよという意味でお話をしました。ちょっと口下手で申しわけございませんでした。

それから、自然増という意味でございます。パーセンテージというより、今回5,800円の提案をさせていただいております。介護報酬というものが圧縮されました。それが自然増の圧縮と言われれば、まさにそのとおりだと思いますけれども、平均でマイナス2.27%ということでございます。この部分を実は見込まない部分でやりますと、今ご説明をいたしました基本の額というものが100円程度上がるというものでございました。そこの部分で逆に言うと5,800円ということで、100円分下がったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 全国平均で5,550円になるということで言われていて、私は佐渡市の600円の値上げ幅というのは、そう大きくないのではないかと見ているのです。そうすると、今の課長の答弁から推察をすると、自然増や十分なサービス需給のバランスを見てやった、国がやっているように抑制方向ではなく、しっかり見て計算したものだという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明をいたします。

その分につきましては、介護保険事業計画について慎重に策定をしたということで考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） ちょっと教えてほしいのですけれども、今回小木にある教職員住宅を廃止することなのですけれども、現在佐渡にはこういう教職員住宅というのは何力所ぐらい残っていて、何人ぐらいの先生が現在利用しているのか、その辺を教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

今教職員住宅につきましては9施設、そのほかに教職員のほかに一般勤務されている方も入所できますコーポハウスというのがございます。これは3施設ございます。今のところ人数につきましては、平成26年度現在で37名入ってございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 全国的傾向かも知れませんが、佐渡市においても年々教職員住宅というのが減少していく傾向にあると思います。先生方がアパート住まいされるのか、自宅がある人は自宅から通うのかわかりませんが、なぜこういう質疑をするかということ、昔は教職員の先生方というのは必ず地元に住んでおられて、放課後とかに私もよく中学校のころ何十回と教師のおうちに遊びに行ったり、休みの日とかもいろいろ釣りに行ったりとか、山に行ったりとか、そういうこともあって教員と生徒、それから大人の人も含めて地元で先生いるから、非常にコミュニケーションとかとれていたのですけれども、だんだん、だんだん、そしてこの先生方というのは地元におると、すごい活力源というか、いろいろ地域づくりに貢献した先生の名前を今でも、小木半島のある村ではそのために先生に住んでもらったというような話も聞くのですけれども、先日の川崎市でのああいふ悲惨な、凶悪な事件も含めてもっと先生方と生徒とのコミュニケーションを学校以外でとれるような場所というのが、先生が自分の勤務地に住むことが非常に価値があるというか、意義があると思うのですけれども、その辺も含めて例えば教職員住宅が古く

なったから、今回の小木のように廃止するというのではなくて、場所によっては新しく建て直すとか、そういうことも含めてどういうふうに教育委員会考えられているかお答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） お答えいたします。

今現在周辺部に教職員住宅ございますけれども、そういった周辺部につきましてはそのまま存続というふうな方向でございますけれども、周辺部につきましてもいずれ老朽化した場合については、当然建てかえ等の計画も必要になろうかと思いますが、どここの住宅を改修して新しくするという計画は今のところ持っていないです。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 予算と先生の人数もあるので、新しく建てるというのはなかなか大変かもわかりませんが、かつてはそういう教職員住宅はなく、その先生の勤務するまちの中に下宿とかいう形で、私のうちの真向かいも女性の教師専門の下宿屋さんで、小学校のときから美人の先生が入れかわり立ちかわり来るので、遊びに行くのも楽しかったですけれども、先生方ができるだけ自分の勤務地の地域内に住んで、そして学校に勤務してもらおうというようなことも教育委員会と教職員住宅の建設とは別に、今空き家アパートも大体どこでも佐渡にいっぱいありますし、そういうものを借りる場合に支援してあげるとかというようなことも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、教育長。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 村川議員おっしゃるとおり、確かに地元で教職員が住むということのメリットは大変大きいというふうに思っております。教職員住宅、市の住宅につきましては、今課長が説明しましたとおり、なかなか通うのに困難だという周辺部については、やっぱりこれは整備していかなければならないというふうに考えております。それから、アパート、空き家等があるところにつきましては、できるだけその学校の近くのほうに住める人は住んでほしいというようなことは伝えたいというふうに思っています。ただ、現状としては佐渡に自宅のある教員は大体自宅から通う。そして、島外から勤める者については、教員住宅に住む者もおりますが、民間のアパートとか、それから空き家があいているようなところ、そういうところを自分で探しまして、できるだけ住みやすいといいましょうか、それは環境あたりもいろいろ見ながら自分で契約しているというような状況であります。ただ、地元で居住するというメリットは大変大きいと思いますので、そのあたりをお伝えしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 信託の解除について（堀記念ビル）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 市道路線の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 市道路線の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 市道路線の廃止についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を許します。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第31号の歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第31号の歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3款民生費及び4款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 過ぎてしまったので、答えなかったら後でもいいのですが、まず債務負担行為の補正でこれ上がっているのは燃料のためかどうかということが1点。もう遅くなったから、だめならだめでもいいのです。

41ページの漁港整備の関係ですが、約6,000万円ぐらいしかないのですけれども、やめた箇所あるいは新しくやる箇所、それについて教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

経済対策で6,040万円につきましては、和木漁港でございます。

それから、漁港機能保全計画の策定、それから漁港整備に係る設計委託の事業費が減額ということでの減額にさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 聞くの忘れたのですが、43ページの観光施設整備事業7,000万円、これは箇所と内容について教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

43ページの観光施設整備事業、経済対策と書いてある部分でございます。これは、赤泊自然休養村管理センターの耐震工事に係る分でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、7款商工費及び8款土木費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

7款商工費及び8款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9款消費費及び10款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費及び10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費及び12款公債費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費及び12款公債費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第31号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を終結いたします。

議案第32号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩します。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号 平成27年度佐渡市一般会計予算についての質疑を許します。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね款ごとに分けて行います。

それでは、議案第42号の歳入に関する質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 歳出の前に、9ページ、10ページ、11ページに総括というところがあるのですが、総括で1点質問していいですか。

○議長（根岸勇雄君） はい、どうぞ。

○18番（猪股文彦君） この概要の中に、7ページに歳出の部分があるのですが、市税が約2億円減ってくるというふうな、全体的に市民からいただく税金が少なくなってくる平成27年度予算なのですが、そこで

この概要の7ページに人件費が、それにもかかわらず、0.8%伸びる。物件費が7.7%伸びる。一方、投資的経費が大きく落ち込んでくるということになりますと、先ほど市長は施政方針演説で方針述べましたけれども、どうも市民サービスが低下するのではないかという懸念があるのですが、財務課長はこの点についてどのように判断されましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答え申し上げます。

市税の関係につきましては、平成27年度が評価替の年に当たっております。その関係で家屋を中心にして減少が生じているものでございます。

それから、歳出の人件費のところで、これは0.8%の増ということになってございますけれども、昨年の当初予算におきましては、給与の関係において5%カットというようなことで予算計上をしたものでございますけれども、最終的な組合との決着で3%に落ちついたという経過があって、こういう微増ということになっております。

それから、物件費の増、7.7%の増なのですけれども、これは予算概要の1ページにもちょっと触れましたけれども、大きなところでいいますと、佐渡クリーンセンター等の長期包括の業務委託の関係で、これが1億6,000万円ほどふえている部分がございます。また、選挙関係の経費、平成28年の市議、市長選あるいは平成27年の県議選というようなもので3,500万円ほどふえている部分、それから温泉管理運営事業ということで5,600万円ふえてございます。それから、新たな施設ということでインフォメーションセンターあるいは総合体育館の運営経費の関係が新たに発生しているというようなものが物件費がふえている要因であるというふうに分析しております。

一方、普通建設事業費の関係なのですけれども、合併特例債についてはふえておるのですけれども、それ以外の普通建設の減というものがございます。トータルで普通建設の関係が落ち込んでおりますけれども、これについては概要の2ページにも触れてございますけれども、大きなところでいうと、国営かんばいの関係の負担金が17億円昨年ありましたけれども、この関係がなくなったこと。それから、昨年津波避難タワーの整備の関係を4億6,000万円ほど持っておりましたけれども、その関係がなくなったというようなことで普通建設全体では前年比で11億円ほど減になっておりますが、そうした要因を考え合わせていただきたいのと、それから平成26年度の3月補正のところで、これは経済対策として、全部繰越になりますけれども、離島活性化交付金等を使った普通建設事業費等々で4億円余りの普通建設事業費を組んで、全部繰越になっておりますので、それらをあわせて考えていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そうしますと、先ほどの条例の中で職員の給与を下げるということを差し引きしても0.3%をもとに戻すというふうなことだとすると、職員の数が減っても増減で0.8%伸びるという理解でいいのかどうかというのが1つと、もう一つは経済対策で4億円を事実上前倒しをしたというふうな理解でいいのかどうか、その2つだけ。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 平成26年度の補正予算におきましては、普通建設事業の関係において、これ全部ではないのですが、一部前倒しの部分と新規の部分もございます。したがって、耐震の関係については、これは避難施設の耐震ですけれども、国の経済対策がつかなければ、これは当初予算でのせる予定のもので、こういったような関係については、これは国の経済対策に伴う前倒しというようなものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

先ほど財務課長からも説明がありましたが、前年度当初では5%の削減で組んでおりました。これにつきまして、9月に2%還元させていただきましたということで、前年度この比較では71億円が3%であれば72億6,000万円ぐらいになります。1%当たり約6,000万円ぐらいでございますので、そうしますと本年度が72億円でございますので、6,500万円ぐらい減になっておることであるということでありますので、この0.8というのが約1.0ポイントマイナスということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の総括の関連もあるのですが、具体的には地方交付税の関係です。合併12年目に入るわけなので、いわゆる合併の算定替で国の制度の大きな変更もあって、最終的には7割は補填されるかという話だから、もともとあなた六十数億円減と言っていたものが20億円程度の減りということになるのだろうと思うのだけれども、今年度に限って見ると6億円の減なのだけれども、これはどういうふうに見たらいいのかということをお聞きをしたい。先ほどの絡みで言えば、国が今まだ国家予算がはつきり、今のままで通るのでしょけれども、決まらない中で、また地方創生の関連のやつもまだ十分入り切っていないはずなので、その辺をどのように見たらいいのかちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 交付税の計上の仕方につきましては、代表質問等でも出ておりますけれども、国のほうで見直しが平成26年度から平成27、28年度にかけて行われます。平成26年度からおよそ5年程度かけて見直しをするというのが国の方針です。平成26年度から始まったのが支所関係の経費の見直しというところで今数字が見えているのが、その関係では20億円程度のものの復活というのが見えております。あと、平成27年度においては清掃費の関係あるいは消防費等の関係の見直し、これについては今のところ試算することはちょっと難しいです。それから、平成28年度においてもその他の保健衛生の関係の経費あるいは徴税関係の経費等々、面積が広がったことに伴うそういう見直しの関係が行われる予定になっております。全体を総括して、先ほど議員が指摘されましたように、一本算定に向けての縮減額の約7割程度の復活というものを予定しておりますよというのが国の説明でございますが、そこについては私たち財政関係においては一旦その言葉はそのまま受け取りながらも慎重に見ております。といいますのは、やはり

そうした合併団体に対する戻しというものは考えながらも交付税総額でいうと、例えば平成27年度においても前年比で0.8%の減ということで、要するにほぼ前年水準並みの総額しか計上していないというようなことを考え合わせると、本当に合併団体に額面どおり受け取っているのかどうかというあたりのところは慎重に見ているところでございます。予算計上に当たっては、昨年が前年比で6億円程度落としてしました。今年度においても同様に前年よりは落として、最終的には普通交付税で200億円程度のものは期待しておりますけれども、その部分の差というものは、これは平成27年度の保留財源として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 地方創生関係は、今後の絡みでどうなるかちょっと答弁お願いします。地方交付税の関係でいうと、大分私どもの見方と同じで、額面どおりに近づいてきたかなと思ったのですが、この後の地方創生先行型との関係ではどうなりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

地方創生に関する直接の交付金につきましては、平成26年度補正で上がった地方先行型、これが基本的に柱になって平成27年度動いていくことになります。平成28年度に本格的な地方創生交付金が設計されるという情報は入っておりますが、それについては今のところ情報として我々のところに詳細に入っているわけではないということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、先行型の中に本来当初予算で盛るべきものが振りかえられるものもあるように私は思うのですが、その辺はどの程度ある予定ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

もともと私ども戦略自体が人口減少ということで政策を組んでおります。それに基づいて地方創生の先行型に我々の持っていった政策をのせた形で今国と協議をしておりますので、いずれにしろ地方創生の方向と佐渡市の平成27年度の予算の部分を平成26年度の補正に充てていくということも含めて、新しい仕事も含めてになりますが、総務を含めて今詰めているというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第42号の歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 幾つかお聞きしますが、59ページの海上輸送費の支援事業ですけれども、これの支援する1次産業とか、2次産業とか、そういうものについてどういう範囲まで支援をするのか教えてください。

それから、69ページの緊急情報伝達システム管理運営事業、これよくわからないのですが、各家についているラジオのことをいうのかわかりませんが、あそこで市の広報を中心にやっているのですが、その広報も含めてこの緊急情報伝達システムなのかどうなのか、それにどういうふうにかかわるのか、それを教えてくださいたいと思います。

それから、67ページ、空港対策なのですが、これほとんど何もやらないということがここに書いてあるような気がするのですが、まず新潟・佐渡間の飛行機は見通しがつかないのかどうか。それから、もう一つは佐渡空港を前に持っていくための事業が何もついていないのですが、これはどのように理解をすればいいのか、この点について聞かせてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） 海上輸送費の支援につきましてご説明をさせていただきます。

品目としましては、米、それから果樹、魚介類、それと原木の島内からの移出に係る運賃の半分の助成をするものでございます。それから、平成27年度から移入に関するものということで、島外から入ってくる1次産品に係る魚介類で言えば出荷用の発泡スチロール、それから果樹につきましてはおけさ柿を脱渋をする炭酸ガスの移入につきまして支援をさせていただくというところで予算計上させていただいております。それと、海上輸送費プラスその中で米、それから魚介類、果樹につきましては、経費の6分の1になりますけれども、販売戦略として販売の拡大に向けての活用も図っていくということで支援をいたすところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田危機管理主幹。

○危機管理主幹（坂田和三君） ご説明いたします。

緊急情報伝達システム管理運営事業でございますが、これは整備を進めてまいりました戸別受信機、個々のお宅に設置しております戸別受信機、それから屋外に設置してございます屋外スピーカー、このシステムの維持管理、運用に係る事業の経費でございます。放送内容につきましては、災害情報等はもちろんでございますが、議員おっしゃられました生活関連情報というところも放送をさせていただいております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 空港についてご説明いたします。

まず、佐渡・新潟便の開設につきましては、今、後継会社と折衝しておりまして、まだ具体的な段階に入っておりませんので、ある程度見通しが立ちましたら改めて予算のお願いをしたいということで当初予

算には計上してございません。

それから、拡張整備事業の関係については、現在同意の交渉をしておりますが、同意を早期に取得をするということで、それを踏まえて県、県議会等にも要請をしていくつもりであります。

この予算書の67ページの中の新航空路開設促進協議会負担金274万6,000円、こちらのほうで島内外の事業に対する機運の醸成等をしていきたいというふうに考えております。

また、空港の利活用検討調査委託料ということで270万円上げておりますが、佐渡・新潟便の再開を見据えて、佐渡・新潟に限らず、収益性の高い路線の展開等を検討していきたいと。2,000メートル化については、少し時間がかかるわけありますので、現空港をどのようにして利活用できるかというようなところについても検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 59ページの海上輸送ですと、そうすると農産物だけだということなのですが、例えば加工品だとか、ちょっと心配するのは中小企業の製品の搬出といいですか、そういうものには使われないのか。というのは、この前新聞で燕市でいろんな中小企業の先端、佐渡でいう佐渡精密さんも入った大きな工場ができて、そこへ行くというふうなことになってくると、佐渡の雇用とか、そういうふうなものが少なくなっていくのではないかと。ちょっと新聞の読み方が私間違っているかもわかりませんが、本土へそういうふうなものが集結していくという心配があるので、そういうところまで、単純に農産物だけではなくて、加工品とか、あるいは中小企業の製品を送るというふうなところまでの範囲をやっているのか、それは全く考えていないのかももう一回答お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

ちょっと補足にもなりますけれども、この制度自体は国の離島活性化交付金の戦略産品に係る海上輸送支援制度となっております。その戦略産品というのは、各離島4品戦略産品を設定をして、その4品の移出、移入に係る海上輸送費部分についてのみ支援対象となっております。ですので、佐渡の場合は米、柿、魚介類等が指定されていると思いますけれども、それ以外も支援となりますと、戦略産品の見直しが必要となりますので、それ以外もやるかどうかというのは、今使っているものとの比較でそれがいいのかどうかを含めて検討していく必要があらうかと思えます。ですので、加工品も対象にならないかということについては、その制度の枠の中で検討する必要があらうかと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 今の猪股君のやりとりを聞いていてちょっと心配だったのは、空港対策事業のところの利活用検討調査委託というのが270万円あります。それから、開設促進協議会の負担金というのが274万6,000円あります。そうすると、利活用検討の委託というのは、あくまでも調査というのだけれども、何を調査するのか。具体的にどういうことを調査するのかというのを全くあなた説明ないのだ。そこをやはり正確に何を調査するのか。

それから、この開設促進協議会負担金というのは、これは運航する会社が決まった場合にはこの負担金だけでは済みませんので、これは補正を組んで対応するということになるのか。そのところちょっと聞

かせてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

まず、検討委託料のほうであります。現在佐渡・新潟便の早期再開について事業者と折衝を進めておりますが、佐渡・新潟間につきましては当然黒字ということはなかなか見込めないわけでありまして、何とか持続できるような運航形態をとっていきたいということで考えております。そのときに佐渡・新潟だけでいいのかどうかということで、現在の空港にかなり制約はありますけれども、現空港をどのように利活用して、場合によりましてはほかの路線等への展開なども検討しながら、何とか離島航空路の確保に努めたいということの検討調査をしたいというふうに考えております。

それから、事業者が決まりましたら補正をするのかということでありまして、現段階では具体的にまだなっておりませんが、もう少し具体的に、事業者とも協定が結べるというような状況になりましたら、改めて予算をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） ちょっと市長おかしいのは、この負担金が出てくる調査をするということは、ある一定の運営を委託できるという会社が出てきて、それで今課長が言うように航路を新潟だけではなくて、よそも調査をすると、私はそうしたことだと思うのです。そうでないと、何にもわからないところで調査といったってどの程度の規模のものが、どういう能力のある会社が来るかわからぬわけでしょう。では、こういうことをやりたいからといって我々は幾つか提案をしました。それに手を挙げてくるような会社があるなら別ですけれども、ある一定のめどがついた中でこれならやれるのかやれないのかという調査をしないと、何かちぐはぐのような気がするのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃるとおりであります。本来は、その会社が決まってどんな飛行機が飛ぶのか、まず新潟・佐渡間をどういう飛行機が飛ぶのか、どのくらいの規模の飛行機が飛ぶのか、その飛行機を活用して、新潟・佐渡間だけではなくて、どこか地方の、これはどうなるかわかりませんが、富山とか、能登とか結ぶというような、一つの例ですよ。これは、そう決まったわけではありませんが、そういうことを結びつけるということを考えていかなければならないのです。したがって、今議員がおっしゃるように、前段の部分のどこの会社であるのかということについては、今県のほうが当たっている最中でございます。したがって、そのことも踏まえて今どういう飛行機を持っていて、どういう規模で、どのくらいの資本金があるのかということもわかりつつある段階、その段階の我々のほうから提案をしていくと、こういうものでありまして、いわゆる同時並行的にやっていく。ただし、その会社がまだ正確に決まっていないものですから、交渉しているという段階でございます。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 前段の話はわかりました。

それで、佐渡新航空路開設促進協議会のやつ。私が議長のときに佐渡新航空路開設促進協議会の総会に

県がお客さんで来ておるけれども、これはあなたは協議会を運営する側のメンバーだよと。だから、きちっとここの運営の中に入ってという話を私したのです。そのとき、県は了解をしたのだ。いわゆる佐渡新航空路開設促進協議会のメンバーにいるのだよという認識を県も示したし、そういうことで行きますということになったのだけれども、県はこの負担金というのは幾らぐらい出しておる。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

佐渡新航空路開設促進協議会に対する県の負担金はございません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、ページ数でいうと77ページかな、本庁舎の整備事業の関連についてお尋ねしたいと思います。

この間設計予算も賛成多数で通っていますから、本庁舎増設、新築で進んでいるこのところの予算なのだろうと思うのですが、ただどういった形になるのだから、どういう中身になるのだから全くわからない。市のホームページも会議録載せてくれてあるのだけれども、題名だけしか書いていなくて全くわからない。ある市民が言うには、これだけエコだ云々と言うのだから、今年度の当初予算にもあるけれども、自然エネルギーを活用したそういったシステムのあれでもやるのだろうなと思うのだけれども、どこにも情報がなくて困ると思うのですが、その辺具体的にはどんな形で、どんなふうにするのかもちょっと明らかにしてもいいのではないのでしょうかというのが1点。

もう一点は、ページ数でいうと65ページの地域の活力再生事業、俗に言う地域おこし協力隊と地域活動支援員の増員による対策、あわせて言えば、先ほどの77ページの元気な地域づくり支援事業、ここには甲斐市長が支所を地域の拠点にするということで、支所を活用して地域を盛り上げる云々ということもあるのだろうけれども、これとの関連があるのだろうとは思っているのだけれども、具体的にどういう方策なのか。とりわけ支所の問題について言えば、支所のあり方をどうするのかということがきちんと煮詰まっているのかどうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

ただいまの本庁舎の整備事業に関する基本設計の部分がまだ開示されていないのではないかとということであったかというふうに思いますけれども、基本設計の部分につきましてはパブリックコメントをかけたとき、あるいは9月の議会においても議員の皆様にお示ししました。それから、その後基本設計を発注して、今基本設計に取りかかったばかりでございますので、これから姿というものができ上がってくるというふうに考えます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

今地域の活力再生事業ということで、地域おこし協力隊の件でございます。今現在地域おこし協力隊は16名おりまして、新年度新たに3名を受け入れる予定でございます。支所、行政サービスセンターのつながりでございますけれども、今出勤といいますか、拠点は、地域おこし協力隊はそれぞれの支所、行政サービスセンターに拠点を置いております。そこで地域の問題点、さらには地域おこし等について、支所、行政サービスセンターと一緒にあってそういった活動をしていただくというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 後段のほうから行きますけれども、例えば新潟県が大学生を地域に入れてというやつの中間報告、去年の夏にやりました。市長は、ことし3年目だから、検証の年ということなのだけれども、もうそろそろ新潟県の中間検証もあるし、このあり方をどういうふうに活用したらいいのかということをやっぱり検証する必要があるのではないかと私は思っている。全国的には、もうご承知だと思うのですが、小田切さんあたりが全国的、先ほど十日町市とあったけれども、検証はされているのだけれども、どういった形で検証して、どういった形に活用しているかということをやっぱり佐渡も、もう既にほかでは実証出ているのですから、それを生かした上でこういった外部の人材活用による地域の活性化というのを仕掛けていく必要が私はあると思っている。そういった意味では、検証も含めて私やる必要があるのではないかと思いますのですが、どうかということです。

それともう一点は、支所の姿です。これも新潟県が平成の大合併の10年間の総括の報告出ました。一言で言えば、周辺部や旧自治体の住民自治が弱まったということを指摘をしているわけなのだけれども、その住民自治をどうつくっていくのかというのが逆に言えばこれからの課題なわけで、支所のあり方や行政サービスセンターのあり方というのはその教訓の上に基づいた上で、例えば先ほどあなた方がやっている外部の人材活用による地域づくりも生かしていく必要があるので、支所のあり方というのは本庁舎との関連も含めてもうちょっと明確に出す必要があると思うのですが、その辺はどうなのか。

本庁舎の関係ですが、一言で言うと、議会にも示したし、パブリックコメントもやりました。あとは、できたのをあなた方見るだけですよというのが今の答弁のように聞こえたのですが、そうではなくて、あなた方検討会議だか懇談会だかやっているでしょう。ああいった中身を含めて住民とやっぱり意見のキャッチボールも含めてやっていく必要があるのではないだろうかと思う。例えば今はやりという言い方はおかしいけれども、自然エネルギーや再生エネルギーを生かしたような庁舎のコンセプトというか、内容は入っていますか。私は、この間我々に示されたものでいうと、非常に弱いというふうに思っているのですが、その辺、2点かな、お答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

自然エネルギーの活用につきましては、基本計画の段階で活用を進めた庁舎の設計というか、計画を進めるというふうに進められていますので、今考えられていることは太陽光だとか、雨水を利用した注水活用、それからバイオマス等々が言われていますので、バイオマスについても検討をしてみようということで、今資料等の取り寄せをしているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 支所、行政サービスセンターのあり方というのは、これは初めのほうから思い起こしていただきたいわけですが、いわゆる合併がよかったか悪かったかなんていうことは申し上げません、これは合併したわけですから。ただし、合併をしたときに佐渡市だけではなくて、どこの地域もそうでありますけれども、地域間の格差が出てきたということなのです。したがって、支所、行政サービスセンターは残して、そこを拠点としてやっていかなければならないという視点で残しました。そして、私のきょうの施政方針の中でも申し述べましたけれども、まず地域が自分たちの住んでいる地域を自分たちがどうしていかうかという、このことが一番大事なわけであります。これをやっぱりやるのが支所、行政サービスセンターの一番の大きな業務であります。それをサポートするのが、いろんな外部から入ってきた人たちがそこにサポートをしていくということであります。そしてさらに、これは検証は日々やっておりますが、総括はやっていかなければならないわけでありますけれども、現段階におきまして協力隊については4名卒業というのはおかしいけれども、任期切れになるわけであります。本来協力隊の役割というのは、そこに定着をするというのが大きな狙いでありまして。そういう中からすると、4名が終わるわけではありますが、うち3名は佐渡に定着をすると。残りの1名は、今いろんなつながりがあるわけありますので、そこを模索をしているということでもありますので、私は今回終わる4名、期限が切れる4名については一定の成果があったというふうに考えているところであります。これからもそういう年限が来るわけありますから、そういうもの、そして彼ら、彼女らがどういう課題を持っているのかということをもとめながら、これからの協力隊の役割といいますか、そういうものに持っていかなければならないと、こういうふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） よくわからないので、教えてください。

103ページ、温泉管理運営事業の1 億1,000万円、これは具体的には何ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

温泉管理運営事業でありますけれども、こちらについてはワイドブルーあいかわ直営分に係る人件費、それから修繕費、そして今回温泉の貸与にかかわる部分の修繕費等が入っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） そうすると、たしか羽茂を除く4つの温泉で大体8,000万円から1 億円ぐらいのいろんな補助や何かあったのだけれども、今度は市が直営すると、ここで1 億円出ると先ほどあったのです

が、次のページの105ページに行くと、指定管理分というのが出てくるではないですか。1,400万円。これは何ですか。そうすると、前段で言ったもともと4温泉で1億円弱だったものが、今度は直営ですることによってワイドブルーあいかわだけで1億円超すということになるのですよね。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

指定管理分の委託料の分でございますが、こちらについてはビューさわの分の指定管理の委託料ということになっております。

それから、下のほうに行きますと、運営費の補助金という形でございますが、これが1,600万円。こちらについては、温泉関係のそれぞれの運営費の補助金ということで1,660万円、それからそれらの温泉関係の先ほど言いました修繕費も全て入っているということになります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ですから、そうするとこの温泉管理事業費の中のワイドブルーあいかわにかかわるのは、純然たる幾らになるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

6,759万4,000円ぐらいになります。（下線部分は62頁の発言訂正に基づき訂正済）

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、4款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、5款労働費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 労働費、雇用の促進の支援事業についてお尋ねします。

これ悪いことではないし、いいことだと思うのですが、例えば真ん中あたりに来ると、建設業の入職促進人材育成云々というのがあります。確かにこれもいいことだと思うのだけれども、例えば市長の施政方針にもあったのだけれども、看護師は看護師であるのだけれども、介護職だとか、そういったところもやっぱりこのぐらいの積極的なあれで入れていかないと私だめなのではないか。事実上、直営の介護関連施設でも職員いなくて閉鎖している場所があるわけだから、その辺はどういうふうに考えているのか。また、あるいはあなた方佐渡市自身が保育士の募集をすごくやっていましたよね。そういった福祉関連のやっぱり職についても、この建設業と同じような扱いをして雇用をふやしていく必要あるのではないのでしょうか。

その辺は、どういう仕掛けになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

この事業については、県の緊急雇用事業でございます。地域人材育成事業と建設業入職促進人材事業、これが緊急雇用事業ということで、建設業事業については建設業に特化したというところで昨年予算を上げさせていただきました。福祉関係については、以前何年かにわたってこういった研修をしながら就職をする、募集するという事業はやっておりました。それは、県の事業でやっていたのですが、佐渡市として最後の平成24年ぐらいでは募集しても人が集まらなかったという現状がありました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ずばっと言えば、県の緊急雇用であろうが何であろうが、今年度例えば介護報酬の引き下げの中で、なおこういった介護職の問題に拍車がかかると言われているのです。保育士の問題についてだって、現に佐渡市だって全然足りない、佐渡市の給料安いからというのものもあるのだけれども、あるわけではないですか。そこは、やっぱり打開していく何かつくっていく必要あるのではないですか。商工費のところで言いますが、もともと昨年小規模企業の振興基本計画を国が策定されて、あれは地方創生との絡みでやれということにもなっているわけで、そういう仕掛けをこれ以外のところでつくってはいないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

人材の確保については、我々新卒者の島内への就職というものに力を入れておりますし、島外からU、Iターンということで人材を確保したいというふうに思っております。

小規模企業振興基本計画については、今佐渡市の状況がどういう状況かということをしかり把握した中で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 補足でご説明いたします。

地方創生先行型の中で今議論しておりまして、議員ご指摘のとおり、介護の研修等を高校生とか若い人が受けられるような、そういうものに対する支援を今計画しておりますので、これにつきましてきちっと次第、11日の予定になっていると思いますが、制度として上げていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

5款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） ページでいうと149ページで、地域資源活用調査・実証事業です。継続事業ですけども、例えば仄聞するところによると、募集をかけている温泉施設にまきボイラーが入れられないとかといってコンサルタントも入っているみたいな聞くのだけれども、それは例えば今募集している全ての温泉について、調査なのだろうけれども、そういったものを行っているのですか。何言いたいかというと、これから募集するものに対して使えるかどうかって、潜在的に確かめるのかどうかよくわからぬけれども、その辺どんなふうになっているのかお尋ねをしたいのが1点。

もう一つは、市長もきょう施政方針で触れたのだけれども、ちょっとわかりにくかったのだけれども、ページでいうと、どこに出ているのかよくわからぬけれども、米の農業所得補償、60歳以下で生産法人に対して7,300万円というもの、あれ具体的にはどういうことなのかもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

木質バイオマスに関しまして、今ほど議員おっしゃられました羽茂の地区のほうからバイオマスボイラーをということで話をいただいております、農林水産課のバイオマス担当者のほうが行って協議に参加をしているというのが今のところの現状でございます。

それと、温泉施設に対する調査というところでございますけれども、平成25年度にバイオマス産業都市構想の基礎調査というものをしておりますけれども、その調査の中では今回該当する温泉施設等の調査は入っていないというのが現状でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

佐渡版の戸別所得補償の中に今まで取り組んでまいりました生き物を育む農法支援、それにプラスしまして、優良経営体の農家支援というところで佐渡島内の生産費と農家収入の差額につきまして市のほうで試算をいたしまして、その差額を支援をします。10アール当たり支援をするというものでございまして、条件としましては60歳未満の3ヘクタール以上耕作をしている認定農業者、新規認定就農者あるいは農業生産法人といったところを対象に支援をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） そうすると、前段行きます。バイオマスの調査云々という、今農林水産課の職員が羽茂のほうで実際に温泉の問題で入って検討しているという答弁だったと思うのだけれども、それは募集が決まってからやるべきものではないですか。決定されてから。そうしないと、おかしいことになってしまうではないですか。願いのあれではないけれども、ということです。

もう一つ、後段のそうすると今までの環境保全型のところにプラスをして認定、あれはもともと認定農業者のあったけれども、プラスをしてやると全体で7,300万円ということは、そうすると何人ぐらいで、どのぐらいの面積だということをあなた方想定しているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

羽茂については、羽茂地区の温泉施設にかかわる地域活性化団体に我々のバイオマス担当者が呼ばれるような形でバイオマスボイラーについての説明を求められたと。そんな中で一緒にその地域活性化団体と話をしているということで私は報告を受けているところでございます。というのが現状だということでございます。

それから、先ほどのもう一つの支援につきましては182戸、それから面積としましては1,249ヘクタールを対象としているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 前段、バイオマスの関係ですが、そうすると今の話だと、あの施設そのものは今公平な条件のもとで募集をかけているわけではないですか。そういうことでいうと、極めて私、その活用していくのはいいのです。活用するのだったら、市として潜在的なそういったものを使うところと言えば、畑野はチップをやっているけれども、ボイラーの場合はどうなるのか、松泉閣どうなのかということで、やっぱり同じようにやっていかないと、これおかしなことになってしまうと思うのですが、違いますか。

それともう一つは、農業の所得補償のほうですが、ニュースだけなものだから、私若い農家だと思ったら65歳以上なわけ。実際問題、今佐渡農業を支えているというのは、60前半の人はまだまだ現役です。その人から結構失望の声が聞かれたものですから、お伺いをしたのですが、具体的な制度の考え方はどういうことなのですか。そういった若い農家に国がやっているように集中をしていくという意味なのか、どういう流れでそういう制度ができたのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

羽茂の温泉の関係につきましては、その地域活性化団体に我々の職員が呼ばれたというところで今話が、そこに加わっているというところでの報告しか受けてございません。申しわけありません。

それと、優良経営体育成支援につきましては、60歳未満のこれから10年佐渡の農業を引っ張っていただける方を対象にさせていただきながら、こういった支援策が農業への取り組みの引き金となる、誘導策となるような形で農地が守られる、佐渡の農業振興につながるというところで考えて支援策として上げさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 補足でご説明させていただきます。

バイオマスの件につきましては、実は平成25年以降佐渡でのバイオマスの賦存量、出し方も含めてです。賦存量の調査と、どこの施設で使えるか、要は採算が合うかという調査をしています。温泉も一応全部調査はしております。その中で温泉の場合、温度の問題とボイラーの規模等の問題があって、通常の例えば

チップとか、そういうものではなかなか採算難しいと、要は新規で設置した場合です。難しいというところがある中、羽茂につきましてはまき等も含めて小さなものの補完的であればというようなまたご相談を受けた中で相談に乗ったということでございますので、調査をしたとか、そういうことではございません。調査のほうは終わりました、当時の報告ではスポーツハウス、ああいうところでは採算が十分とれるのではないかというのも出ておりますので、調査のほうは終わっております。その中でもう一回ちょっと検討を、力をかしてくれということで地元から言われて、それで行ったというのが羽茂での経過だというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今の中川議員の質問と答弁を聞いていて全くおかしい。これバイオマスやっておるから、畑野を残さなければいけない、新穂を残さなければいけない。全国で公共の温泉をこれだけ持っているのはどこもないという答弁だったではないですか。では、どう整理していくのか。もし健康に必要なだとすれば、鷺崎、真更川の人はどうようにして、どこの温泉に行くようにアクセスとってやるのか。前浜は赤泊へ行くのか。全体を考えて市民が全部ある程度公平に使えるようにするという中で温泉をするならいいけれども、あるものをただ存続させる。そして、そこにバイオマスをつくると、また要らなくなっても10年、20年引っ張っていかねばいけないのではないの。大体そんなところ行くことは間違っておる。そういうことが間違っていないと思うなら、根拠を示していただきたいのが1点。

2点目は、これも先ほどの関連だけれども、戸別所得補償制度、平均の農業者が68か7なのだけれども、60にしたという根拠が非常に薄いと思うのだけれども、これがもうちょっと明確な根拠を示していただきたい。

153ページの多面的機能支払事業交付金、これはどういうものか私よくわからないので、3億1,000万円。

それから、161ページの離島漁業再生支援事業に臨時職員賃金が300万円のっているけれども、こういうことが必要なのか。どういうふうなことをするために、これをのせているのか。普通は、各漁業組合単位にやって、1漁業家に対して幾らというふうなことになっているというふうに認識しているのだけれども、これはどういうことなのか。

それから、163ページの漁港整備事業、これについて箇所を教えてください。

以上。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

まず、163ページの箇所につきましてですが、保全工事といたしまして片辺、高瀬、大立、羽茂、羽吉、浦川、真更川を計画しております。それから、機能強化ということで和木、大川の2つの漁港を整備していくという計画になっております。

それと、先ほどの60歳未満の農業者にしたというところの根拠でございますけれども、先ほどから申し上げておりますけれども、これから10年佐渡の農業を担っていただける農業者というところでの60歳未満。それ以上の方につきましては、なるべく早い段階での代わり等を進めていただくというようなところで60歳未満というふうにさせていただいたところでございます。

多面的機能支払事業交付金につきましては、今まで農地・水保全事業ということで取り組んでおりましたけれども、日本型の直接支払いという形の中での新たな名称になっての事業でございます。中身につきましては、同じ事業を行うというものでございます。

〔「161ページ」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） 済みません。指導員が1名、それから一般事務職ということで1名の臨時を募集したいというところでの要望を伺っているというところでございます。

〔「バイオマス」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） 申しわけありません。調査をして答弁させていただきたいと思います。済みません。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 今の時期に羽茂のほうに職員が行ったということなのですが、今の時期というよりも、先ほど申し上げたように調査ということではなくて、そういうことが可能性があるかということで相談を受けただけということで、本人のほうはバイオマスの計画の中で可能性があればというふうなその内容を聞いたという形だというふう聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） その指定管理を受けるか受けないかの前に、受けるべくして呼ぶほうも呼ぶほうだし、行くほうも行くほうだし、その一貫性がない。だから、これ本当に健康増進のために佐渡市民に温泉を提供するというのというのは一つの考え方。そうすれば、どこの地区はどこの温泉が近いですよ、そのために週1回バスを出しますよというふうにしてやるならいいけれども、表向きそういう理由でも、実質的には昔うちのまちにあった温泉残してくれ、そうしてやる、そういうことになっているのではないかと。それで何億円という金を使って、温泉のない、温泉入らない人はそれだけ随分不公平な目に遭っているのではないかと。いうふうに私は認識しておるものだから、あえて聞くのです。もしそれを役所が相談に来たということならば、お、これはバイオマスやって、あと10年、20年温泉やれるなと普通地域の人だったらそう考えます。だから、どういうふうにして、そういうふうなことに繋がっているのか。またどこかでそごを生じることになると思うのですが、注意をしておくというか、行ったというのだから、もう行くなというわけにもいかないかと思うけれども、十分そのところは慎重にやらないと、温泉の問題は今後大きな将来佐渡市の足かせになるということをここで言うておきます。

それで、離島漁業再生支援交付金だけでも、今までそういうやり方のことはやっていなかったのではないかと思うのだ。161ページの。新しい展開をするために技術者とか、そういう人を新しく賃金で雇って、今までと違う効果のあるやり方をやるというふうな理解でいいのかどうなのか、そのこと1点聞かせてください。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 3時47分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

新しい使い方ということではございません。今までも指導員の方はこれを使って配置をさせていただいておりますし、新たに臨時職員1名を採用しまして、この交付金事業のチェックをしていただくということで国のほうからも認められているということでございますし、国のほうからもぜひお願いしたいというふうに言われておるところでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） ちょっと課長、私の勘違いかもわからぬけれども、さっきの箇所づけの中で大川は県営漁港ではなかった。違う。市の漁港ですか、そこをちょっと教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

市営漁港だと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 先ほど来質疑の中で複数の方から60歳の根拠を質問されていましたが、私先月61になったのですが、ちょっと趣旨がわからぬので、質問しますが、先ほどの課長の答弁ですと、3ヘクタール以上で60歳未満の認定農業者に限って補助金をくると。しかも、戸別所得補償制度でやるというわけです。まずもって戸別所得補償制度の制度としての趣旨をかなり逸脱しています。それと、農業者のうち先ほど182戸ということは、佐渡の農業者のうちの1.5%ですから、98.5%を全部切り捨てるというわけです。認定農業者の中でも、今認定農業者が879人ですから、そのうちの8割は完全に切り捨ててこの戸別所得補償を始めるというわけです。そんな戸別所得補償制度はありません。

もう一点、4月から始めるわけです。例えば私61になったと言いましたが、私の後継者33歳です。でも、私は代表者です。代表者をかわるのに、農業から、米の名前から、全部農協と契約しているから、結局来月から始まるのに、かわれないでしょう、もう余裕がなくて。法人にするのだって1カ月、2カ月かかるわけで、したがって準備期間が全くない。農業者の代表、その農家の代表者が59歳までしかだめだというようなことはあり得ないでしょうが、普通。その根拠を示していただきたい。2点。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

まず、該当につきましてはその支援対象年度、例えば平成27年度の末日、3月31日現在の年齢ということで対象にしております。代がわりというところでの手続になれば、議員おっしゃられるとおり、時間を要するのはそのとおりだと思っておりますが、できれば前提となる条件としまして、認定農業者になっていただいているということがございますので、認定農業者になる手続をしながら、そういった代がわりを進めていただくという形になろうかというふうに考えております。

それから、年齢につきましては、済みません、先ほどから申し上げているとおり、今後10年間を守っていただけるというところでの60歳未満というところでの設定でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） だから、さらっとやろうと思っていたのですが、これ一般質問でとことんやりますが、担い手になれる経営体を育成するために戸別所得補償制度という名前使うのは間違っているし、もしこれから10年、20年やっていただく人を育成するならば戸別所得補償制度ではない。もしそれをこの制度でやろうとするならば40歳でしょう。これからUターン、Iターン含めて百姓で佐渡でやってもらえるというのなら、40歳未満ぐらいの設定です。認定農業者を私やっているのです、わかるのですが、あなた方役所のOBが多いのです。定年になってから認定農業者で、金井なんか特に頑張ってくれている。その連中は、初めからもう除外ではないですか。とにかく農業者全体の99%を切り捨てるという制度はだめです。認定農業者の8割以上を切り捨てるのです、これやり方として。そういうやり方はだめなので、私が言ったようにさらっと触れようと思ったのですが、一般質問でやりますが、もう一度60歳の根拠を示していただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

もともとこの戸別所得補償につきましては、環境直接支払いというものを鑑みながら認証制度の仕組みを取り入れた方々への補助金ということで設計をしておりました。それがおおむね予算として五、六千万円ぐらい毎年持っておりましたが、大体歳出で四千数百万円ぐらいだったと思います。この中身は、例えば冬水田んぼへの設置、魚道の設置、今佐渡米のPRになる生き物を育む技術に対するかかり増し経費でもございますが、これを全部やっていただけると佐渡の10アール当たりの収入引く経費の差にもなるということで、環境直接支払いと戸別所得補償を組み合わせた形で今までやっておりました。その制度は残します。なくなるわけではございません。ですから、環境直接支払い的に環境に優しい農業、佐渡の今販売戦略の基本でもございます生物多様性の販売戦略のものについて、なくすわけではございませんので、今までの方を切り捨てるところではございません。ただし、やはり戸別所得補償、要は安定した経営の中で飯が食える体制をつくりたいというところの中で、全ての方ということではなくて、今これから地方創生の中、若い人も含めて農業で何とか安定して所得を確保できる、そういうものを育てていきたいということで、今までのものに上乗せをして、その戸別所得補償というものを乗せて予算のほうを拡充しておりますので、今までの方を切り捨てたということではございません。特に若者に対して支援、40歳が一番いいのですが、40歳だと、ほとんどおりませんので、まず60歳ぐらい、地域で元気な方々が飯を食える仕組みをつくっていくというところで、拡充という形でございますので、そこについて切り捨てではないということでご説明をさせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 戸別所得補償制度というのは、国がやっているのもそうだけれども、1反歩に幾らです。そうでしょう、基本が。認定農業者の中でも8割が60歳以上のやつを、これから今頑張っている連

中を切り捨てていくというふうな佐渡市の、市長はテレビに出て全国放送で、全国で初めてだか、新潟県で初めの佐渡版の所得補償だと威張ってやっているけれども、こんな制度はだめです。ですから、もう一度同じこと聞きますが、60歳の根拠を示していただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 60歳未満の個人農家ということではございますが、60歳の根拠、本質よりも、我々は農業生産法人とか、そういう協働型の部分も支援していくということ、これには年齢制限もちろんございませんので、やはり若い人、59歳が若いかちょっと別なのですが、これからの10年を担える人たち。仮に若干お年のほうが60歳を超えていても、例えばグループで若い人いる中でやっていこう、こういう形のものに対して支援をいたしますので、昨年までの制度を残しつつ、支援をする方を重点的に若い人含めて、組織も含めて支援をしていくということで設計をしているものでございます。もちろん支払いのほうは10アール幾らということになりますので、ここの部分は10アール当たりの形で考えているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 今の件なのですが、やはり根拠が曖昧です。先ほど近藤議員は自分の年齢を言われて、例に出しました。では、私も自分の年齢まだ60です。対象になるのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番（金光英晴君） では、私と同級生の人がおるのです、昭和30年生まれで。私は29年生まれですから、この年度末では同じ学年であるのだけれども、私は該当にならない。だけれども、後継者がいた場合、近藤さんと同じように後継者がいるのです。でも、同級生の30年生まれの人には後継者がいない。10年の担保という部分は私のほうがあるにもかかわらず、該当にならないというような非常に曖昧なのです。それを戸別所得補償という形で多くの農業者を切っていくようなやり方は、これはどう考えたっておかしい。根拠も曖昧。ここのところをきちっと説明していないのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

面積の根拠につきましては、佐渡の経営指標の中から3ヘクタールということを出しておりますが、年齢につきましては、60歳というものについては60歳でどうしてもなければいけないというか、根拠ということではございません。あくまでも今後地域の中核になる農家ということで、60歳ということで想定をしておるところで設計をしたものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 議論の途中でそうやってすりかえていいのですか、本当に。今までは60に限定していると言っていたのに、最後になったら年齢は要件に入らないなんてとんでもない。では、今までの議論は何だったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 済みません。私の説明が悪くて申しわけございません。60歳でございます。60歳未満の担い手となる農業者及び農業生産法人ということでございます。私60歳の根拠という部分で、これからを担うということを申し上げたつもりでしたが、私の説明が悪くて申しわけございません。年齢は60歳未満ということで設計をしているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 60ではだめだけれども、後継者がいる場合いいとかいう部分が緩和して、多くの農家の方々から一生懸命やってもらうというのがこの制度の趣旨でしょう。これが抜けているのです。これ再考の余地があると思うのですけれども、市長、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡版の戸別所得補償というものについては、従来はやってまいりました。これは、おいしい安全な米をつくるというのが基本でありますから、そのためには当然手間暇がかかるわけですから、その部分について面倒を見ていこうではないか、これは当然のことであります。このことをやめたわけではありません。

もう一点の育成という視点での所得、いわゆる収入から生産費を引いた所得というものについては、今回そこに上乗せをさせていただいたわけです。本来は、新規にこれからやるという人を本当は対象にしようというところから始まりました。次に、皆さんがおっしゃるように、通常若いという段階では45歳という基準があります。しかし、それにはめていきますと、佐渡の場合、ほとんどいないのです。では、70、80がいいのかということになれば、やっぱり60というのは定年なのです。そこから10年ではできるだろうということで、60歳のときにそこを入れたということです。

それから、もう一点、基準が厳しいというようなお話があるのですが、もともとこれが100%の農家に対してこの支援をやってあって、ことしから60歳に切ったのなら問題はあります。そうではないのです。今までは、こういうことをやっていなかったのです。それを60歳までということでやったわけです。これをでは何でもかんでもということになれば、これはばらまきになってしまうということになります。そういう意味では、一定の年齢によってご不満のある方も出てくると思います、これは。しかし、それはやっぱりどこかで割り切って我々は施策を組んでいかなければならないし、基準を定めていかなければならないという苦渋の決断であります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 本来黙っておこうかなと思って、一般質問にその分を出そうかと、こう思っておりましたが、どうも私が期待しておる甲斐さんの回答ではないような、要するに私はこういうコンセプトでこの政治をこうやるのだということをリップサービスで言葉を流すのは上手にやるのです。ですから、私は、お、甲斐さんいよいよ出番が来て生み出したなと期待をしておるやさきに、立派な職員かどうかはわかりませんが、竜五君に私は何度も警告を申し上げておるのですが、あなたは言葉をフォローすることはできても、決定権はないのです。確定権はないのです。あなたは、その発言をするときに市長とどういう打ち合わせをしておりますか。そして、今ぐらぐら、ぐらぐらひっくり返ってもとへ返っておるのは、

みんなあなたのやり方だ。だから、私は市長にさきの例えば温泉施設を入れた将来の運営についてどうするのだと。猪股君が非常に貴重なことをお話しておるのです。それから、今金光君は労働人口が足りないのに、そこで60歳で切ってしまっていていいのだかと。いずれ耐えて応えてくれるという市長の気持ちはわかるにしても、それが1年先になるか2年先になるかわからぬ。その人たちの生活のめどというものを市長はどう考えているのだと。そういうことをやっぱり市長は言葉として議会に堂々と私は発表しなければならぬと、こう実は思っているのです。私が少し出しゃばったかしれませんが、そこら辺のわかりやすい行政ということを甲斐さんにみんな期待しておるのです。ですから、私はぜひお風呂の件に関しても……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） どうぞ続けてください。

○9番（大澤祐治郎君） 私は、その2つをとっても、そういう問題がやっぱりこういうように狂わしてしまっている。その狂わしておるところをはっきり私の政治はこうだというコンセプトを市長はみんなに発表して、我々もそれに飼いならされていくのか、なれぬのか、そういうことで議会運営をやっているかぬと、やるたびにまたころころ、ころころ話が変わるようでは、せっかくの市長の姿勢が台なしになってしまうと、そういうことで私は申し上げておるのです。ぜひひとつしっかりとしたコンセプトを打ち出して、そして甲斐政治にはこれとこれはどうしても切り離せない、あるいはまた人口が減って財源が減っていくことを考えると、ここのところの財政の儉約は考えてもらわなければ困る。だから、私はこうするのだということを堂々と私は我々議会に述べてもらいたい。それを期待してこれで置きます。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の戸別所得補償という制度につきましては背景がございます。ことしの実態からしますと、仮渡金も落ちております。そのことによって経営が悪化しているということもこれ事実。それは、私も調査をいたしているところであります。では、なぜ米だけかという問題があるわけですが、佐渡の場合は米が中心なのです。やっぱり米が中心であって、米の農家の方々がある一定の生活をでき、裕福になることによって、ほかの産業にも影響を及ぼすという点でここに力を入れている。これは、私は1次産業と観光振興を中心にやりますという、そのことでは全くぶれておりません。そういう視点から、そのときに、先ほども施政方針で申し上げましたが、おかげさまで新規に入ってくる人たちが15人も定着したのです。今里親を使って定着しました。これ15人というのは多分少ないと思うかも知れませんが、ほかの市町村から見れば多いのです、15人というのは。このことに関して一番の問題は、まんまが食っていけるかいけないかということなのです。そのときに仮渡金みたいなものが落ちているわけだから、その部分をちゃんとフォローしろよということの指示をいたしたわけがあります。本来そこでとめたかったのです。ところが、やっぱり仮渡金が落ちたということで、こういう問題があるということで、私自身は決してぶれているつもりがない。そういう指示をしたわけですから、当初の私の考え方をそのまま踏襲して今も突っ張ってやっているということで、ただそれに対して理解できない職員がいるということは大変残念であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

発言の訂正

○議長（根岸勇雄君）　ここで、先ほど中川直美議員に答弁した鍵谷課長から発言の訂正がありますので、これを許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君）　それでは、訂正をさせていただきたいのですが、先ほど中川直美議員からワイドブルーあいかわの運営費に係る費用ということで私5,100万円ほどというお話をさせていただきました。正式には6,759万4,000円ということで訂正をさせてもらいたいと思います。大変申しわけありませんでした。（当該箇所51頁の下線部）

○議長（根岸勇雄君）　次に、7款商工費についての質疑を許します。

祝優雄君。

○20番（祝　優雄君）　市長、6款の今やりとりを聞いておりました。そこで、市長は施政方針でも農業と観光が佐渡の中心だよと言われております。6款のところで40億円余りの予算措置があります。それと、7款のところでは16億円程度の予算措置しかまずありません。これは、少なくとも農業予算程度の予算措置をした対応を私はとらなければならぬのではないかと思うのです。それともう一つは、税収の貢献度からしたら、私は商工の人たちのほうがずっと多いのだと思うのです。そういうことからしたら、2本柱であれば、やはりしっかりとした土台で2本が支えられるような体制を私はとるべきだと思うのです。まず、そのことを1点聞かせてくれませんか。

○議長（根岸勇雄君）　答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　私は、商工、製造業も全部含めてであります。このことを何もおろそかにするというつもりはございません。そういうつもりはもともとないわけであり。ただし、根幹として当初から申し上げているのが観光振興と第1次産業ですということは、これは申し上げてまいりました。なぜ1次産業なり、観光であるかという、そここのところがパイがといいますか、大きくなることによって他の産業に影響を及ぼす、これが非常に大きいというわけであり。したがって、投資という部分であります。では、商工業の場合はやらなくてもいいのかということでもあります。今商工業についてはいろんな動きが出ておまして、製造業等について大きな前進をしているわけでございます。一番の問題は、商工会との関連を今どうしていくのかということで今進めているわけです。その商工会と協議をしながら、よりよい商工業というものをどうしていったらいいのかということ。産業振興課長には指示をいたしているところでございまして、予算からすれば確かに少ないということはあるわけであり。けれども、全て農林水産業と観光だけでやって、ほかのことはやらないのだということではございませんので、それだけひとつご理解をいただきたいし、また今後いわゆる地方創生の交付金があり、離島活性化交付金等々のいろんなものの活用ということも考えておるわけであり。ですので、その中でそれを拡充をしていかなければならない、そういう気持ちは十分持っているつもりであります。

○議長（根岸勇雄君）　祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） この予算編成をする中で、やはりある一定のバランスというものが私は必要だと思うのです。1本の柱が大きくて1本の柱が小さいのでは、これはまともにいかないと思うのです。いわゆる2本の柱であれば、2本の柱のような形をとっていく。その中でしっかりとした体制ができ上がっていくのだろうと、私はそういうふうと思うので、総論の話聞かせていただいたのです。

そこで、今市長も言われておるのですが、私も地産地消という問題が今後佐渡にとって非常に大きなウエートになってくるのだろうと思うのです。ところが、見ると1,000万円程度の予算しかついていない。これこんなことで地産地消が、予算だけではないのかもしれませんが、その1,000万円程度で実際に地産地消を推進するのだ、これ少しも迫力にも何にもならないような気がするのです。ですから、これは体制がよくないのか、どこがどうなのかわかりませんが、ここのところはやはりもうちょっと意欲のある形を整えたほうが私はいいのだろうと思うのですが、このことについてはどうしてこの程度の規模なのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

地産地消については、平成22年度に地産地消推進係ができて、地産地消計画を立ち上げて、今運動の段階ということで5年間進めました。その中で野菜の生産供給体制が一番厳しい、また魚の流通体制について厳しい、無理があるというのは、我々やっている中でわかったことであります。ただ、佐渡の今までの農政の中で柿、それと米という部分にやっぱり力を入れていて、野菜とか、そういった部分には力が入っていなかったのが私は現状だと思っています。それを少しでも立ち上げたい、復活したいということで、今少しずつですけども、庭先集荷とか、野菜をつくって売ってももうかるよというようなところを知らしめて、少しずつでもふやしていきたい。また、島内のホテルや商店、飲食店でも佐渡のものを使うというような方向性を今つくっております。時間はかかるかわかりませんが、少しでも地場のものをつくっていききたいというのは我々願っておりますので、それで庭先集荷とか、そういった事業を進めております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 今のような程度の話で地産地消が進行していくなどとは思いません。これは、やはり市長がしっかりとしたチームを立ち上げて、徹底的な形で供給する側も、そして消費する側も一体になった形をつくり上げないと地産地消は進みません。ですから、1枚、2枚の看板だけではないので、やっぱりしっかりとした形で市長が号令をかけて、生産する側はもちろん、商品のレベル、それから量も含めて、そして今度は消費側の対応をどうするのか。佐渡には実は6万人と何十万からの観光客がいるわけで、これ全部消費人口です。そこに満足に届いていないというのではお粗末過ぎませんか。ここのところは、やはり市長しっかり対応することをひとつ考え方だけ示してください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地産地消については重要であるということは私も認識をいたしていますし、特に島民だけではなくて、お客さんがいっぱい来るわけでありますから、その方々に佐渡産のものを提供する、

それが一番のおもてなしになるということについても十分承知をいたしているところであります。ただ、今議員がおっしゃるように、私が号令のかけ方が少ないのかもわかりませんが、生産する部分において、では佐渡市が全部生産体制をつくってやるのかというと、別の組織がやっぱりあります。では、消費をする人たちはどうであるのか、これは観光とか、そういうものがあるわけです。そこをどうやってうまく結びつけていくのかということが、私は一番そこが苦慮しているところであります。独裁的に私が何でもかんでもということができるならば、生産から流通のところまでやってまいりますが、そのところを話し合いをしながら、私よりも産業振興課長が一番苦勞していると思うのでありますが、なかなか動いてくれないという部分もあるわけでありまして、したがって、決しておろそかにしているわけではありませんが、今議員からのご指摘がありましたので、そのことについては肝に銘じて、議会でもそういう強い言葉があるのだからということをも盾にこれからやらせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどもちょっと言ったのですが、どこに予算措置されているかわからないのと、やらないのだらうとは思いますが、昨年小規模企業の振興基本計画、先ほどの地産地消の話ではないけれども、小売業とかでいうと5人以下の規模の業種もということなのです。つまり家族経営の零細な農家の振興をどうするかということ去年国がやろうではないかということで、その振興基本計画をつくるのではないということになっているのだけれども、あなた方はことしやるのかやらないのかちょっと教えてください。ちなみに、さっきも言いましたが、地方創生やいろんな絡みも含めて、これはある政策で1つは、市町村の責務で言えば、国との連携で施策の策定と実施の責務があるというふうに法律ではなっているわけです。あるのだけれども、それはやるつもりがあるのかなのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

議員言われるのは、小規模支援法の関係の条例ということだと思いますが、我々のほうで今考えているのは、まず佐渡全体の産業振興をどうしようという中で、産業振興条例が先かというような部分で考えております。その中で小規模支援の部分が入るかどうかということであるかというふうには今思っております。ただ、今佐渡市の産業の状況、またそういった形で条例をつくった後、やはり計画をつくって、そして目標値をつくって、そして進めていく必要があると私は思っています。その目標値をどういうふうに出していくかというようなことを今年度検討していきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私は、条例つくれないってこと一言も言っていないでしょう。国は、計画つくりなさいよと言っているのです。あなたがさっき言った佐渡全体の産業はどうかのって、これは以前の中小企業振興法の中で失敗したから、昨年変えられて何で5人かということ、先ほどの農業の関係で言えば、新規参入や起業するだけではなくて、地元で苦しいけれども、頑張っている、そうした小規模の商店に社会的な役割も含めて焦点当てて、これをどうしていくかということをやろうではないかというのが昨年の振興基本法ではないですか。あなたが言っていること、全く真逆ではないですか。だから、そうするとあなたはやる気がないということですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

この件については、商工会のほうからも検討できないかということで話がございます。我々今そういった形の中で検討はしていきたいと思いますが、佐渡の今の状況はどういう形になっているのかということをもまず把握していきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 商工会はもちろんあるけれども、さっき言った市町村の責務って決まっているのです。過去の中小企業振興基本法と全く違うのは、さっき言ったように厳しいけれども、今消え行くような存在の中小企業、零細企業なのだけれども、小規模の。それを国が何とかしなければならないということでしたのです。あなた見てみると、地産地消も格好よくやっている企業みたいなものばかり応援するのではなくて、そこの地元に住んで、地元にある小さな小規模の家族経営の商店なり、工場をどうするかということでああなたの認識全く間違っているけれども、やる気ないのですね、そうすると。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

私たち産業振興課では、今佐渡の企業はどういう状況かということで、平成26年度企業回りをして企業の状況を確認しております。ちょうど今の時期、また各企業を回って企業の状況を確認しております。そういった状況の中でどういう形がいいのかということをも今後検討してまいります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

7款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、8款土木費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 細かいことなのだけれども、道の駅管理委託料500万円、181ページ。時々寄るのだけれども、トイレを全部使わないようにしているので、そうすれば安くてもいいのではないかなと思うのだけれども、女子のトイレは入ったことないけれども、これ全部、もっともそれだけ人が行かないから、前の2つか3つ使ってほしいということなのだろうと思うのだけれども、使っても使わなくても500万円というのはいかがなものかなと思うので、その辺はどんなふうな実態になっているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

道の駅の管理委託料でございますが、屋外トイレ、それから附帯設備の管理清掃分、これが約190万円です。それから、駐車場の管理、草刈り等が70万円。それから、インフォメーション等窓口対応や来客者

へのいろいろ現地は学園ということで、水彩画等々の指導というようなものも含めまして、これが約240万円で500万円というようになっております。それで、年間の来客数といいますか、トイレを使う数ですけれども、報告によりますと月に4,000人というようなことを報告は受けております。実際私も正確に把握しておるわけではございませんけれども、月に3回から4回のイベントとか、そういうものを実際開催しているということでございまして、11月にはバレエの公演等々も行いまして、たくさんの方が入場させていただいたということでございます。それから、余談ではありますがけれども、平成27年度から大学連携の強化ということで、道の駅の使い方ということでこの後進むようになっております。ことし1年そういうものを判断しながら、管理委託料については見直しを行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今までトイレだけというふうに聞いていたような気がするのだけれども、いろんなことに対する補助金というか、ことがあるので、今初めて聞いた駐車場とか、絵画がどうかとかというの、これは後で書面にしたものを出してください。

それから、道路橋りょう維持補修事業、それからその下の長寿命化、これは一応チェックは終わったという理解でいいのか。そうすると、この後は事業費をつけていくというふうなことで理解をしていいのかどうか、その点をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

橋梁の長寿命化の策定計画につきましては、平成25年度までに終了しております。この後、国のほうから今度5年に1回の定期点検というのが義務づけられました。それで、今回社会資本整備総合交付金の中の、181ページですか、この中で長寿命化修繕計画策定業務委託料ということで、これが5年に1回の定期点検でございます。佐渡市で橋梁が835橋あるわけですが、これがある程度の事業量を設けながら5年に1回点検をして、それでその点検内容に基づきながら平成25年度までに策定した修繕計画に基づいて国から交付金をいただいて橋梁の修繕とライフコストを下げるということと長くもたせるというふうな工事を行うということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そうすると、この1月に多くの集落から要望が出ておる。そのうち、この橋のかけかえ、あるいは隅切り、いろんなものが出ていると思うのだけれども、そうすると建設課としては全てこういう方針でいきますよということは明確に集落に伝えることができると、そういう理解でいいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

議員からのご質問に関しましては、私も承知しておるところでございますけれども、いわゆる橋梁の下部工、それから上部工に係るものは今ほど説明させていただいたもので、社会資本整備総合交付金の中で事業は進めるわけですが、改良が伴うもの、隅切りが伴うものについてはそれなりの準備、そ

れからいわゆる修繕計画とはまた別の事業で取り組まなければならないものですから、その件につきましてはヒアリングといいますか、説明の際にここがこういうことで、この後こういうふうな事業で優先順位をつけながら進めさせていただきたいというような説明をしているかと思います。よろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費についての質疑を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 195ページの消防職員と197ページの消防団員の予算について同時にお聞きしますけれども、よろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） はい。

○14番（中村良夫君） それでは、消防費、195ページ上にあります一般職給料178人予算、消防職員。ご存じのように、消防職員は地域住民の安全を守るために命がけでやられていることには大変敬意を表するものですが、今年度は消防職員178人の予算、昨年度は183人の予算でしたけれども、今回5人減と。なぜ5人の消防職員を減らしたのか、その理由を説明していただきたいのと、197ページの今度は消防団員の報酬予算です。これ災害時には消防職員と地域の消防団と一緒にあって地域の安全、安心を守るために協力して対応するという大きなこれ目標があるわけですが、この団員報酬予算、これ団員何人分の予算化したのか、その説明をあわせてしていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

職員数についてでございますが、4月1日で179人の予定となっております。それで、将来ビジョンにおきまして181人、この数字を消防はいただいております。将来ビジョンの181から2名の減とはなりますが、消防の災害の初期対応において泊まりの人間、これを7カ所、合計で50人としております。その部分において、179人で初動の初期対応については変更はございません。

あと、消防団員の数でございますが、予算報酬の計上の数字は1,880人でございます。現在消防団員の数字、実員でいいますと1,868人ということになっております。実員に即した予算計上になりますが、消防団員確保につきましては消防の一番大きな課題となっておりますので、そういった部分の確保には今後最重要課題として取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 少し重複するかもしれませんが、消防職員について今消防長181人になると。とにかく議会の決算審査特別委員会からも災害時の安心、安全のためには職員を削減するなど。行政改革の見直しをという意見を指摘された経過があるのです。また、歴代の消防長は消防7拠点、これを維持していくためにこれ以上消防職員は減らせないと、こういった経過があります。では、今181人と申し

ましたけれども、この職員で7拠点、これ維持できるのかどうか、これが1点と、また7拠点の職員数、配置どうなっているのか、これが2点。

今度消防団員。1,868人、この消防団員の予算だと、こうっておりますけれども、これ調べてみますと、平成16年、合併当時1,961人団員がいたわけです。これ決算審査特別委員会でも言いましたけれども、年々減ってきている。消防長は大変ご苦労していることは僕もわかりますけれども、不足の状況だと私思うのです、1,868人は。それでは、一体消防団員の条例定数というのは何人になっているのか説明を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明申し上げます。

まず、職員数についてでございますが、拠点別の数値につきまして、両津消防署31人、相川消防署25人、南佐渡消防署27人、あと3カ所、海府分遣所、高千出張所、前浜分遣所それぞれ10人、これは今と数字は変わっておりません。消防本部中央署、これが66人となって合計で179人になります。7カ所、状況としては今と同じ拠点維持をしていきます。

あと消防団員につきましては、これ今現在条例定数が2,014人になっております。これは、合併時の定数がそのまま引き継がれております。現在146人の欠員が出ております。この部分につきましても周辺部の団員の不足等がございます。平成27年度入りまして、すぐ消防団幹部とその対策プロジェクトを立ち上げまして、検討していきたいと思っておりますし、今各部、各分団である程度の一定の内規であります、定数を決めております。これをどういうふうにしていくか。人がいるところの団員を多く入れてその周辺部に応援に行くとか、そういった部分でまだ増員の余地はあるかと思っております。よろしく願います。

○議長（根岸勇雄君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 消防職員については、これ181人だと、いずれそうなるよと言ったのだけれども、よく一般質問でも出されますけれども、消防15分と、それから救急が30分以内だと。181人でこれ対応できるのかどうか。

それから、もう一点は181人体制の予算というか、この体制で分遣所、海府分遣所、高千出張所、前浜分遣所からバックアップ体制とよく言うのですけれども、応援しているよと言うのだけれども、この消防車と救急車が同時出動できるように181人改善されたということで理解していいのかどうか、これが聞きたいと。

それから、消防団員については現在1,868人で、条例定数が2,014人だと。では、今後補正などでつけてこの2,014人に向けて計画するという理解でいいのかどうか、これが最後です。

あともう一点は、当初予算の概要の中で消防関係見ますと、23ページ、消防団員の装備配備事業、これはいいこと書いてあるのですけれども、消防団の安全確保用として災害用の雨衣を全団員に配備しますよと。かっぱだと思えるのですけれども、この予算書の中では、私が思ったのは、消防団一般経費となっているから、消耗品費の2,487万8,000円の中に入っているのかどうかPRも兼ねて説明をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） まず、常備の体制につきましては従前どおりでございます。分遣所、出張所につきましては、各署所からのバックアップ体制ということで、火災と救急車同時出場はございません。従前どおりでございますし、消防団の団員の確保につきましては、現在予算計上は1,880人ではありますが、それからふえた部分については補正等要求していきたいと思っております。また、ふやす努力をしていきたいと思っております。

また、先ほど申し上げました消防団員の装備のほうの雨衣につきましては、今ほど言われました消耗品費の中に入っております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

9款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどもちょっと触れたのですが、余り一般質問に絡まないように言いますけれども、佐渡市の市長で言えば、人をつくって地域つくる、そういう意味でいうと、教育のあり方というのは本当に大切なのです。ところが、あなた方はすごいことをやるのだ。「佐渡市教育振興基本計画」を策定します」と書いています。その予算はどこにあるのですか。つまり教育振興基本計画などというのは、執行部で言えば総合計画に値するような大きなものを、教育委員会の制度の中身も一生懸命やらなければならない、総合教育会議もやらなければならないという中で、こんな大それたとは言いませんけれども、やる予算がどこに盛られているのか教えてください。それとやり方も。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、教育振興基本計画につきましては教育基本法、これ安倍内閣の平成18年の際に改正されまして、その際政府がまず教育振興基本計画を定めまして、地方公共団体についてはその計画を参酌しながら地域の実情に合った計画を策定をするという努力義務でございますが、このような法改正がなされました。新潟県につきましては、平成26年度に県の教育振興基本計画が策定されましたので、佐渡市におきましても今後その策定の準備に取りかかっていくわけでございますが、今年度は特に教育委員会制度の改正ということがございまして、その中で教育総合会議の中で大綱をまず定めるという、ちょっとまた新たな目標ができましたので、その大綱をまず仕上げましてから、そことかけ離れるわけにはいきませんので、その大綱のもとにまたこの教育振興基本計画をつくっていきたいという考えでおりますが、平成27年度中につきましては、あくまでも骨子の部分をつくり上げていってパブリックコメント等にかけていきたいと。あと今後につきましては、策定までにつきましては最終的には懇談会形式になるのか、審議会形式になるのか、附属機関等になるのかは、今後ちょっとまた検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「ということは、ないということね」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉田 泉君） ことしについてはありません。今後必要になる可能性がございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 施政方針というのは予算にあらわれるのです。予算は、施政方針を反映するのです。教育というのは今最も大切なのです。地域づくり、人づくりの冒頭の中で「佐渡市教育振興基本計画」を策定します」とうたっておいてこの後考えますって、そんなの施政方針でも何でもないではないですか。では、これ削ってもらえますか。

ついでに言うなら、余り言いたくないけれども、大綱をやらなければならないからやると言うのだけれども、総合教育会議での大綱は今回の改正でどう位置づけられていますか。市長がかわれば、かわったっていいと言っているのです。市長がこの後またやるのかどうかわからぬけれども、あと1年しか任期がない。でしょう。しかも、努力義務です。やってもやらなくてもいい問題。だったら、これは来年度書くべきものではないのですか、準備をして。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） ご説明します。

今課長が説明したように、教育基本法の改正に伴い、国の振興計画が作成され、新潟県でも今年度振興計画ができました。今佐渡市には学校教育基本構想という、これ平成18年の当時につくられたもの、これが一番もとになる計画でありますけれども、それにかわるものとして教育振興計画を策定したいというふうに考え、今準備に取り組んでいるところでございます。ただ、予算づけというようなところでは、つけていませんけれども、この後冊子等にしていくようなところで予算がまたかかってくるというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） まず、今言った準備段階でやったら、1,000円でも目を上げておくのが常識です、予算の。予算も上げていなくてこの後やるっておかしいし、さっき言った大綱から言ってもおかしいし、法律違反だと言うのだったら、あなた方教育委員会の議会報告というのは法律でやれと言っていることをやっていないではないですか。これは、努力義務なのです。全くもっておかしい、それだけ言っておきます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7 番（笠井正信君） 221ページの芸術事業のはんが甲子園補助金があります。毎年これ、もう10年ぐらいいになりますか、このはんが甲子園については疑問に思うのですけれども、地域の振興とか、そういったものもあわせて芸術事業を進めているというような気がしてはいたのですけれども、わざわざ佐渡がこれ音頭をとって全国の高校生を呼んでやる必要があるのかどうか、もう一度見直しが必要ではないかなという気がしております。そして、そのはんが甲子園で受賞された作品がもう大分たまっているようなことも聞かされてはいるのですけれども、その芸術の作品というのは今後どうするつもりなのか、この点についてお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

はなが甲子園につきましては、やはり地域の商店の活性化ということでスタートしまして、そのために地域との交流ということで、佐渡市で全国大会を開催するということでスタートいたしました。

それからあと、作品につきましてはご指摘のとおり、かなりたまってきておりますので、これにつきましては今後活用、それから販売等含めて経費に充てるということで今考えております。

○7番（笠井正信君） 何年たつのですか。何年ぐらい。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 今年度16年目になります。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 15年もはなが甲子園の役割やってきたわけですがけれども、商店街の活性化と言われるけれども、さほど商店街の活性化には結ばれていないのではないかと思いますけれども、これももう少しやっぱり見直したほうがいいし、版画の作品も乱雑になっているようなことを言われておりますので、この15年をめでに今後考えてみたらどうかなということも市民の声からも聞こえてきますので、もう一度お聞きします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） はなが甲子園につきましては、今現在市民の盛り上がり等もまだ低いということで、今月、3月18日からスタートしますけれども、まず市民を盛り上げようということでケーブルテレビ等を活用しまして、出場校の紹介等しておりますし、商店街等々と協力しまして、ひな祭りの展示等あわせて行う。それから、市内の子供たちの版画づくりとか展示も今後考えていくということで地域振興のほうに努めたいというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 15年たって今さらながらそういうことを考えるなんていうのはおかしいです。コンセプト間違っている。芸術と振興というのは、それはわかる。地域の活性化なんて結ぶわけじゃないではないですか。生涯学習でもこういうことできるわけです。それで、全国から集まってどれだけの経済効果が上がっていると思うの。さほど上がっていないと思うのです。それで、商店街については各商店から寄附金を集めて、もう懲り懲りだというところもあるのです。そういうところも。執行部だけそういうような考え方しているけれども、その点も今後考えてもらいたいと思っておりますので、どうか忠告だけしておきます。答弁要りません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 同じく全国高校はなが甲子園に関してなのですからけれども、これ社会教育の中での企画なので、商店街活性化のための企画ではないと思います。これは、全国高校はなが甲子園なので、文化庁も県も応援していると思います。しかし、これに関してお金を出しているのがずっと佐渡市だけなのです。これがおかしいと思うのです。ゼロ査定にするというのであれば、なぜ文化庁や県のお金に関してまた引っ張るようなことしていないのかということ。それから、これ全国の高校生の版画作成が盛り上がるなければ、佐渡でやっても意味がなくなるのです。そうすると、全国の甲子園何とかかんとかというのは大体会場をそれぞれ拠点のあるところへ移して、ぐるぐるとするわけです。輪番制にするのです。それを

佐渡だけでやる、これも教育の観点から見ても、あるいは版画の振興の観点から見てもおかしいと思うのです。こういう点はゼロ査定で考えたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

文化庁からの支援ということにつきましては、今回につきましてはまだ支援のほうのお願いはしておりません。

それから、輪番制ですか、それにつきましてやはり我々は佐渡で行うことによって佐渡への経済効果の波及ということが期待できますので、持ち回りではなくて、佐渡市で行うことに意義があるというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ゼロ査定というところでどう考えたらいいいのかということをもう少しご答弁いただきたいのですが、これ佐渡市だけがお金今まで出し続けた経緯というのは一体どういうことなのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 佐渡市といいますか、16年ぐらい前からずっと相川町時代から最高でたしか600万円ぐらいの支出をしておりまして、今年度370万円、そして平成27年度200万円ということの予算になっておりますけれども、佐渡市のお金、先ほど言いました協賛金、それから寄附金というような形で財源のほう確保しているという状況です。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もともとこれは教育振興の一部だと考えるのであれば、やっぱり商工会中心で発想するということは切り離して考えられたほうがいいと思います。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

次に、12款公債費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

12款公債費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第42号 平成27年度佐渡市一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議案第43号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○8番（中川直美君） 一言だけです。いや、そんなこと言ってはいけません。議会ですから、真剣にやりましょう。

国民健康保険の場合、暫定的な予算ですが、例えば国民健康保険税見ると、一般被保険者の保険税でいうと5,000万円の増になっているわけですが、一言で言うと、今でも高く大変だという悲鳴があるのですが、ことは上げるのですか、上げないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

国民健康保険税は、あくまで本算定をしないとわからないものでございますが、現段階では先ほどの補正予算でも提案したとおり、医療費が私どもの予想以上の伸びを見ているところでございます。その伸びを勘案しまして、当初予算を編成しておりますので、現段階での予算編成では若干の負担をお願いするような形と考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 若干の負担というと、過去に示されているのは広域化を目指して毎年1万円ずつという言い方をしていたのだが、若干というと3,000円ぐらい上げるということですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

今の説明は、当初予算での説明でございますので、先ほども言いましたとおり、平成26年度の所得が確定した後、本算定をかけますので、この予算のところでは若干ということですが、本算定におきましてはどのような数値になるかということは現在申し上げられません。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ことし介護保険料をさっき言ったように上げられるのだけれども、介護保険料の軽減云々について財政の持ち出しもいいという厚生労働省の認識もあるのだけれども、そういった対応も含

めてどのように考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

消費税の増税財源を使って今回提案させていただきます第1段階、第2段階、第3段階の保険料については、今年度から軽減予定でございました。ただ、消費税の10%が平成29年4月に先送りをされた関係から、今回は第1段階の軽減にとどめておるところでございます。平成29年度からは予定どおり行われると私ども考えておりますけれども、確かに先ほど介護保険条例のところでもご説明いたしましたなるべく上げ幅を少なくしたいということは考えておったのですけれども、国は市の財源を投入すること自体については法律等書かれておりませんので、それは可能とは思いますが、その財源についてを手当てするという考えはないことでございます。でありますので、現在の状況からいたしまして、多額のちょっと投入ができない状態でございますので、今国の軽減策以上のものは現在の段階では考えていないところでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 平成27年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） わかりやすくページ193でございます。これは、補正予算で4,000万円の赤字を出しておると。だから、本当はここところで私が聞かなければならぬ。だけれども、当初予算で一体どういうふうな組み立て方をするのかということで今見せてもらった。ところが、サービス収入で390万5,000円さらに三角。そして、繰入金で見ると、また2,000万円。当初でこれ繰入れるということを約束しておるのです。これは、絶対に赤字にならないのを補正で4,000万円赤字を出して、さらに今度は当初予算でま

た2,000万円繰り出すと、こういうばかな予算の組み方をしておるわけだ。私がやれば、来年から真っ黒けの黒字になります。一体担当は何を考えているのだ、しっかりせよと、こう申し上げたいのだが、答弁を求めたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

ご指摘のように、民間法人がやっておる部分につきましてはサービス収入でやっておるということは間違いございません。ただ、すこやか両津の場合、補正につきましては看護師の正規職員をなかなか募集ができないというようなことでございまして、臨時職員を充てておるというような関係でございまして、職員がそろわない部分で若干の入所制限をさせていただきました。そういうことでまことに申しわけなかったなと思っております。確かに平成27年度予算につきましても人員確保については努力をしていって、なるべくそういうものを減らしていきたいとは考えております。経費の削減につきましても、給食業務の委託というようなものを進めていって考えていっておるわけですが、公的な施設ということで重介護度の人たちを受け入れるといったような部分がございまして、今回も繰入れをお願いするような形で運営をしていかざるを得ないということで組ませていただいたものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 全然答弁になっていない。市長、あなたは私にこう言った。30人看護師を連れてこいということはなかなかできない。3人ならできると言ったことある。現在看護師の免許を持っておるのがOBで60人おる。それだったら、その人たちにちょっと助けてくれと。おまえたちは、3人1組で来てくれよと。そうすれば、4,000万円というお金が黒字になるのだ。赤が黒になるのだ。おまえ長いこと市役所勤めてくれたのに、市役所から金もらって子供も育てて、もう定年ということになっておる。親元がせつないのだから、夜勤がないのだから、おまえら助けてくれよというぐらいのことやりなさい。60人おるのだ、OBが。元気がいいから三味線やったり、琴やったり、そういう人たちがおる。この人たちにちょっと手かしてくれと、たったこれだけで真っ黒けの黒字になるのです、あなた。私の質問は具体的なのですが、誰が答弁するか、いや、そういうことも含めて予算はこういう組み方をしたけれども、決算では黒字を出すように検討はないのだ。黒字を出すようにいたしますというのか、また赤字を出しますというのか、はっきり答弁しなさい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

今議員がおっしゃられたことも考慮しまして、我々努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 平成27年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 平成27年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 平成27年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 平成27年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から第55号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第8 請願第1号及び請願第2号、陳情第1号及び陳情第2号

○議長（根岸勇雄君） 日程第8、請願第1号から2号並びに陳情第1号及び2号を議題といたします。

請願第1号及び2号並びに陳情第1号及び2号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6日午前10時から代表質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 5時13分 散会